

平成27年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成27年6月15日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|--------|-------------|
| No. 1 | 16番 | 室井清男君 | (P 13～P 32) |
| No. 2 | 7番 | 秋山和男君 | (P 33～P 43) |
| No. 3 | 3番 | 南館かつえ君 | (P 44～P 48) |
| No. 4 | 12番 | 上田秀人君 | (P 49～P 65) |

・出席議員（16名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	7番 秋山和男君
8番 欠員	9番 小林重夫君	10番 白岩征治君
11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君	13番 高木信嘉君
14番 後藤功君	15番 佐藤富男君	16番 室井清男君
17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君	

・欠員（1名）

・欠席議員（1名）

6番 仁平喜代治君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。
6番仁平喜代治君より会議規則第2条による欠席の届け出がございました。
それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は議会運営確認事項により、答弁も含め約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。

◇16番 室井清男君

1. 西郷村が提訴された件について

○16番（室井清男君） それでは、村長に対し質問いたします。

村長は常に村民の生命、財産を守るんだということを言われておりますが、これはそのとおりなんですか。（不規則発言あり）これは何回同じことをしゃべったらいいんですか。もう一回お願いしますとは。（不規則発言あり）ここに出してある案件に対して関連しているから聞いているんですよ。関連していなかったら聞かないんですから、その辺を理解して答弁願います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員の一般質問にお答えいたします。

村長は村民の生命、財産を守るというお話でしたが、それがいかなことですか。

○16番（室井清男君） そのとおりかと聞いているんですから、そのとおりならそのとおりと。

○村長（佐藤正博君） そのとおりです。それは消防でもいつも言っております。やっぱり安全安心が一番ということになりますので、それが一番だと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君の再質問を許します。

○16番（室井清男君） 今、私が聞いていることは、今月6月3日宇都宮地方裁判所大田原支部において、村長は裁判に提訴されているんですよ。わかっていますか。わかっているか、わかっていないかはっきりと。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） わかっております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは私は実際のところ、3日の日の裁判は傍聴に行ってきました。傍聴に行ったけれども、これは裁判でもって審理中なものですから、私は今後

の裁判に支障を来すとあっては困りますから、内容についてはここで申し上げるわけにはいかないし、申し上げるべきではないと私は考えております。その村長が裁判に訴えられた。裁判に提訴されたという、このことについて村内対策をどうやるのかということを知るわけなんです。

それで、それを申し上げるのならば、西郷村には今までにもいろいろなことがございましたが、私は歴代村長、鈴木嘉雄氏からずっと見ています、知っています。その中で村長が裁判に訴えられた、提訴されたということは誰一人として私の記憶ではありません。ただ、何かでもって誰かが裁判をやるがために参考人として説明を求められたということは一度か二度あったかなと、こう記憶しておるんですが、これも私は定かではありませんが、まずは、歴代村長で裁判に訴えられた、裁判に提訴されたということはないんですが、そのことに対して村長、どのように考えていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 提訴ということは歴代ないと、当然だと思います。そういうことはあまりないほうがいいわけであります。今裁判を傍聴されたというお話でございます。提訴されたことを知っているかというお話でございましたので、ここで申し上げます。

本年4月にこの那須塩原市に所在の下北開発という会社が、本村が委託発注いたしました除染業務に関し、西郷村、元請業者、その下請業者2社ほかを被告として、宇都宮地方裁判所大田原支部に工事代金支払請求の訴えを提起いたしました。

原告、下北開発は2次下請業者との間で代金未払いをめぐって争いがあるもので、そもそも村の契約の相手方ではなく、元請業者が村に提出している施工台帳にも下請業者として下北開発の名称はないものであります。

原告は、村が本件除染業務委託の発注者であることをもって、代金支払いの義務があるかのごとく主張しておりますが、現時点においてその根拠を明らかにしておりません。

本件訴訟は現在係争中ですが、本件に係る除染業務委託に関して、村には委託料の未払いなどの事実はなく、原告に対して支払いの責任は全くないものと考えております。

これまで金銭のトラブルがあったと、議会においてもやはり早く除染を終わらせてというためには、こういったトラブルがないようにちゃんと監督をしてもらいたいという議会での質問もございました。当然発注に際しましても、あるいはこの進行管理上においても、そういったトラブルのないようにということを、除染はいろいろ大規模な事業でありますので、警察署長あるいはこの事業者のいろいろな代表者、その会議を年に何回もやっております。お盆、それから暮れ、それから施工途中、これは全体会議でも今の点についてもお願いしたりしております。

ただ、この金銭トラブルといったものが、やはり人と人との契約に係るということでもありますので、言った言わないとかいろいろそういった問題があるということは承知しておりますので、ただそういったことがないように、ぜひちゃんと契約とか話し

合いをしてやってもらいたいということを言っているところではありますが、本件につきましては、この原告は村が発注者であるから、そういった支払い義務があるんだというようなことを申しておるわけではありますが、村はそういった未払い等はありませんので、ちゃんと払っておりますので、そういったものについては責任はないということをしたのが、この前の裁判の内容であったというふうに承知しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長のただいまの説明の中で、何も無いようなことを言われておりますが、それじゃ容疑が全然ないところに訴状は裁判所は出しません。これはなぜならというと、裁判が始まる前に、訴状を出す前には裁判所で審尋ということをやりますよ。審尋ということは、これらの問題について裁判が維持できるかできないかということを検討するのが審尋というんですよ。そこに容疑が何も無いとすれば、その審尋の段階でもってカットされるんですよ。容疑があればこそ、これを裁判の中で明らかにしなくてはならないということで、これは取り上げられて訴状になって出てくるわけですから、訴状が出た以上においては、何も無いんだというようなことは無いんですよ。

だから、そういう発言はしないでくださいよ。私もその内容については裁判に影響するから、内容には触れないようにということを心がけた上でそれでやっているんですからね。

それで、今村長が言われたような、そういうことでしたらば、今回の冒頭の議会に何で村長挨拶の中で、この議会に報告をし、その申し立ての内容を申し上げて挨拶しなかったんですか、これは。それを何もしないで、実際のところは裁判に提訴されているということは明らかなんです。それを議会に対して何の話もないということは、これはどういうことなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 内容は先ほど申し上げたところでございますので、これはいろいろ申し上げるに對しましても、やはり今言われたとおり、事はやっぱり金銭トラブルというふうになりますと、やっぱり調停とか何かあるわけですね。それが不成立だということで、この提訴に及ぶということだろうと思っておりますので、これは今後の議員言われたとおり、この裁判の進捗を見て結果が出るということのを待っている状況でございますので、そういう状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が言っていることは、今村長が言われているようなことであるならばですよ、そのことを冒頭の議会に村長から申し上げて、こういうことになっておりますと、心配なければ心配しないでくださいとか何かという挨拶があるべきでしょう。全然それに触れないということは、議会を軽視していることではないですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 逐一いろいろ情報としてお伝えするという時期もいろいろあると

思います、そのタイミングを見ているということもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長、そのタイミングを見てということだったんですが、じゃ、どういうタイミングがそろったときに申し上げるつもりなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは初めてのことなのでよくわかりませんので、検討をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これはね、ずっと見ているけれども、村長のところに裁判所から訴状が届いているわけですよ。その訴状が届いたその時点で、村長は議長といろいろ話をしたり、内容を検討したりして、そして議会に対応すべきなんですよ。それを訴状が出ておるのにもかかわらず、議長とも誰とも相談しないで、そして6月定例会が始まった。その冒頭に当然挨拶の中で議会におわびをしなくてはならないこともあるでしょう。

あるいは理解してもらわなくてはならないこともあるでしょうし、いろいろなことがあるんですよ。それを議会をつんぼさじきに置いて、黙って知らん顔でちゃっかりしているというのはどういうことなんですか、これは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 仕事は着々と遂行すると、予算は取って除染もやる。その中においてこの工事がといいますか、業務が遂行するといった中において、今みたいなトラブルが出てくるということも去年から言われております。なるべくないようにということで、それがうまくいかなくなって、この裁判所にどういうことなのかということを決済を求めるといふことので状況でありますので、私はこの仕事をちゃんとやっているという立場でございますので、どういう結論になっていくのかということ、今見ていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今言うように、仕事はちゃんとやっているということを村長から言われているんですが、ちゃんとやっていたら、裁判所から訴状が出るようなことはないですよ、これは。何かかにかが引っかかっているから裁判所は、これは裁判でもって審理を進めてみなければわからないということで訴状が出ているわけですから、その事情をこの議会に村長として何の報告もできないということはどういうことなんですかと私は聞いているんですよ。議会の軽視しているからでしょう。議会の議会と見ていないからでしょう。村長が議会の私物化しているからじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そうは考えておりません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は、そうは考えておりませんと言うなら、これは当然裁判で争うなんていうことは、その辺のお茶飲み話ではないんですよ、これは。裁判所というところは公式な裁判所で、誰に見られても透明なところが裁判所なんですよ。そういう透明性を持つ裁判に付されていながら、議会に黙っているという話はないでしょう、議会に黙っているということは。いくらその時期を待っているんだと言ったって、そんなことは議会には通りませんよ。議会の冒頭に村長が気にするなら明らかにして、こういうことで今裁判所に提訴されているということだから、ひとつ今少しご了承くださいとか、こういうことで皆さんの名誉に傷つくようなことがあった場合には困るから、ひとつお許しくださいとか、何かという話があってしかるべきじゃないですか。常識ですよ、これは。常識を知らないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど内容について申し上げました状況でございますので、それについてはどちらがということがありますので、それはこの裁判の行方を見ていきたいという状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） こんなことで村長とあまり長く押し問答はしたくないんですが、私が一番心配しているのは、西郷村にかなりの大企業があります。その企業の中で、今、信越半導体でもってどういうものをつくってどうしているかということ、恐らく村長はご存じないと思うんですが、今ここの信越半導体の中では、世界に対して世界を相手にしても立派な精密な製品を生産しているわけですよ。これは日本国内でなくて、世界にまでその製品を届けようとして一生懸命頑張っているんですよ。これは信越半導体ばかりではないです。あらゆる企業はみんなかなりの努力をしているんです。

そういう製品をつくれればつくるほど会社の上役あるいは上司の方たちが集まって食事をする場合もあるでしょう。コーヒーを飲むときもあるでしょう。いろいろ話し合うときもあるでしょう。そのときに西郷の村長が裁判に提訴されているんだなんていうことは、そういう状況の中でちょっとでも出てきたらば、会社がつくった製品、その会社の名誉、全てにおいて傷がつくんじゃないですか。これは知らないわけにはいかないんですよ。裁判は公開なんですから。私はその提訴されたそのことに問題があると言っているんですよ。こういう企業に対して村長はどういう答弁をしていくんですか、これから、説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい話ではないですね、この提訴されたということは。

それから企業イメージといったものにどう傷をつけてしまうのかという心配もないわけではありません。先ほど申し上げましたとおり、この事件は除染を頼む、そして受けた業者とそれから下請といった人のちゃんとした支払いも終わって、検査も終わった。ところがその下に仕事をしている人が、お金のやりとりのトラブルがあるということでございますので、一つのパッケージとすれば、この仕事は終わっている。た

だその引き続きそういった問題があるということで、お互いがやっぱり主張した場合は、らちが明かない。

そういった場合は裁判にお世話になるということが出てくるという一つの部分でありますので、事の行方がどういう結果になるのかということにおいてけりがつけば、やっぱり、では村がどういった関係があったのかとかいうことを見たときに、どれほどの影響があるかということ、今のところはわかりません。ただ、提訴されたということはあまり結構じゃないというふうに私も思っておりますので、早くけりがついて、そしてどういうふうに着くのかということ、早く終わるようなことを見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長に聞いていることは、今、村長がここで述べられているようなことを聞いているんじゃないですよ、私は。大企業に対してどういう申し開きをするんだということです。提訴されたその時点で迷惑をかけているんですからね。これを村長としてどのようにしていくんだという、それを聞いているんですよ。この村長はあたかも、今提訴された問題が結審になってからのようなことを言われておりますが、結審になるまでには私の見る目では、黙って2年間はかかると思うんです、2年間は。そうした場合に、この状態のまま2年間も3年間も置けないでしょう、これは。これは2年間も3年間じゃない、もう早急に何らかの措置をとって、企業で生産された製品に傷がつかないように、あるいはそこで働く住民に傷がつかないように、そういう対応をしなくてはならないんじゃないんですか、それをどうしてやっていくんですかということ、聞いているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 輸出するような大企業が、この村長が提訴されて、それが販売が鈍ったとか、あるいはイメージを傷つけられて、この損害賠償を逆に大企業から村が出されるといった状況は今のところありません。もちろんこの除染は今年で終わらそうということで私も馬力をかけてきましたので、まずはこの除染を早くしてしまおうということがあって、今までやってきたわけでありまして。それは今回の問題は仕事はちゃんと委託する、受ける、そういったことはうまくいっている。ただその中においてという部分でありますので、直接そのものについて今の大企業等の輸出、あるいはいろんなイメージの問題に、今のところ直接ということはありませんので、心配ではありますが、早くこの裁判が終わればいいということを願っている状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長に聞いていることは、今、村長が言われたそんなことを聞いているんじゃないですよ。村長が提訴されたというお話が出て、その提訴されたというお話の中で各企業に傷がつくようなことがあってはいけませんよ。除染はやってくださいとお願いしたかもしれませんが、その後ろにこういう問題を起こしてくださいなんていうことは誰も言っていないですよ。それを起こしたんですよ。それだから提訴されたんですよ。その提訴されたことに対して、企業向けにどういうこ

とを村長として発信していくんですかということですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 話が堂々めぐりになってきましたね。私はどう発信するかといえ
ば、今申しているとおりで。この原告は、村が本件除染業務委託の発注者であるとい
う事実をもって、そして、この代金支払い義務があるかのごとく主張していますが、
現時点においてその根拠を明らかにしていないわけであり。要するによくわから
ないわけですね。そういうことでもありますということではありますが、それ以上をもって、
今の議員申されるとおり、輸出とかいろんな問題に直接影響しているかについては、
まだわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうも聞いていることに対して村長はしゃべっていないんです
よね。私が聞いていることは、もう村長が提訴されたというその時点において、あら
ゆる企業に対して、あらゆる会社に対して傷をつけたことは明らかなんです。その
傷をつけたことに対して、何らかの措置をとらなかったとしたならば、あくまでも企
業なんかは傷のつき放題ですよ。その傷がついていること自体を何かの形で処理しな
くてはならないんですよ。それを村長は何もやろうとして考えていないんじゃないで
すか。それをやろうとして考えているのなら、こういう方法でその傷を払いのけます
というようなことを言ってくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申し上げたとおりの状況を繰り返すしかありませんね。や
はりこの企業に対して傷をつけてしまったから、どうしますかということは今のとこ
ろ考えておりません。これはやはり最終的に調停にならないということになって、裁
判官の判決を待つということしか事実はないという段階でありますので、これにつ
いては、村は先ほどの契約当事者であるからということではありますが、しかしそれはそ
うではないということをお主張します。当然今のこの判決によって明らかになりますの
で、そのときにやっぱりこの企業との関係、あるいはいろんな傷がどうつくのかとい
うことについても明らかになると思っておりますが、今のところはこれを待っているしか
ないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） そんな長いこと語ってられないんですよ。もう提訴されたそ
の時点において、あらゆる企業に傷をつけたことは明らかなんですから、その傷を直
さなくてはならないんですから、今すぐに。それもやらないで裁判が結審になったと
きにこうだなんていうような理屈は通らないんですよ。きょうにも何らかの措置を打
たなくてはならないですよ。どんどんこの話が進んでいっているんですから。それを
対策をどうするんですかと聞いているんですよ。今すぐの問題なんですよ。恐らくこ
の裁判は2年ぐらいかかります、早くたって2年かかります。それまでなんか当然待
ってられないですよ。それによって今大企業が、ちょっと動いただけでも金額にした
らどのくらいの損失になるかわからないんですよ。それを早急に対策しなくてはなら

ないから、村長として村民の執行者としてどのような措置を講ずるんですかと、その点を聞いているんですよ。今すぐにやらなくてはならないですよ。

(「議長、議事進行について」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) はい。

○16番(室井清男君) この村長が答弁しないで、しゃべらなかつた、答弁しなかつた時間を私に与えられた90分の中に入れてないようにひとつやって、村長が答弁していないときは時間をとめてください。

○議長(鈴木宏始君) ただいまの議事進行について、議長から申し上げたいと思いますが、どうも今のやりとりを伺っておりますと、村長のほうは今の時点で見守るしかないというふうな答弁を何度かなさっていらっしゃいます。そして、16番室井議員のほうは、今早急に手を打たなければならないだろうというふうなご質問でありまして、かみ合っていないなというふうに私は思っておりました。

だから、そういうふうなところでお互いの理解の仕方が違っているんだなということで、これからちょっと議運長とも相談させてもらいたいと思いますので、休憩をとりたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午前10時31分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時44分)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 只今、休憩中に15番佐藤富男君が、通院のため、一時退席いたしました。ただいま、議事進行発言について、議長と議運長、そして、16番議員と協議をしておりますけれども、もう少し時間がかかりそうでありますので、これから午前11時まで休憩したいと思います。午前11時まで休憩いたします。

(午前10時45分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時00分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 私だったら大企業を一個一個めぐって土下座に手をついたって、こういうことでは申しわけありませんというおわびをして歩きます。それを村長としてできないということなんですから、これ以上、企業関係についてのことについては質問をやめます。

それでは、次に入ります。

これは、今西郷村の農業はもう生産費にも追いつかない農産物の価格の中でみんな

農業者は今まっていますよ。これが今までは西郷という穏やかな村の中でできた野菜なんだというように理解されて、野菜が売っていたわけですよ。これが西郷村の村長は一体何をやっているんですかと、裁判に訴えられているんじゃないですかというようなものが、あの野菜の値段の中に反映してくるとしたらば、西郷村の農業はどうなりますか。説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど企業との関係で、私は今のところないというふうに申し上げましたので、農業についても同様だというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長、そうしますと、今の村長の考え方は農業についても同様だというならば、村長が提訴されたことによって野菜が売れない、農産物が売れないということに対しては何の責任も持たない、関係ないということなんですか、これをはっきりしてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところはそうだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それが村長が言う村民の生命、財産を守るんだという論理に当てはまるんですか、そういうことで。これは西郷村の村民の生命、財産を守るんだということじゃなくて、てめえたちの破壊活動じゃないですか。そこにつながるんじゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） つながらないと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） そのつながらないという理由を明らかにしてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほども申し上げましたように、この件についてはそういう内容でございますし、今やっぱりひたすら結論を出す、そういった作業を見守ったほうがいいというふうに思っているわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 違う、そんなことを聞いているんでねえんだ。そういうことにつながらないと言うならば、そのつながらないという理由を説明してくださいと言っているんです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） つながるほうの理由がわからないんですね。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 西郷村の農業者を何と見ているんです、今村長の言っているようなことが。西郷村の農業者は何をつくったって採算に合わないやつを、何とか何とかということで、自分の財産も打ち込みながら農業を続けているんですよ。その農業

者にとって西郷村の農業者がそのことでなるんだったらどうなってもかまわないなん
ていうことだ。これは村長の姿勢なんですか、これが。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） そうは考えておりません。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） そうは考えておりませんという理由を説明してください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 今のやっぱり論理の飛躍を少ししているんじゃないかというふう
に思います。やっぱりこの今の部分と値段との関係、直接今のところないものと思っ
ております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 今、村長が説明しているようなことで、西郷村の農業者である
村民が、はい、そうですかと理解しますか。誰も理解していないですよ、そんなこと
で。西郷村の農業者が理解できるような説明を、村長、してください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 言っている気持ちはわかりますが、私はそれは非常に薄くて、な
いと同様だというふうに思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） それは、ないと同様だということは、もう村長が提訴されたこ
とについて、農業者にとっては何の影響もないということを断言できるんですか。そ
れを説明してください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 今のところはないと思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） ただそれだけではわからないんです、ないと思っておりますとい
うことだけでは。こうこうこういうわけだからありませんということ、ないならな
いではっきり言ったらいいんじゃないですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 事の本質はちょっと今の農業の問題と、それから今の裁判の内容
ですね、直接はリンクしないというふうに思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 今、村長が言っているような、そんなことで西郷村の農業者は
理解しませんよ。西郷村の農業者には何の罪もないんですから。その何の罪もない農
業者に対して、村長が提訴された、訴えられたというようなことを西郷村の農業者に
かぶせて、それを黙っているというのは、そんな話はないでしょう、それは。どうな
んですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） そうはなっていないというふうに思います。

- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） そうはなっていないと思っているということはどういうことなんでしょうか、そうすると。全然私にはわからないんですよ。恐らく村民が聞いたってわからないです。村民は今この状況をネットで見ているんですよ。きょう来るときに言われてきたんだから。ネットで見て室井さんを応援していますから、しっかり頑張ってくださいというふうに今言われてきたんだから、言われてきたばかりなんです。そうしたら、西郷村の農業者が理解できるような説明をしてください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 関係ないことだというふうに思っております。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 村長は関係ないということを言っているんですが、これは西郷村の農業者が聞いたらどうなりますか。そんなことは西郷村の農業者には関係のないことだと、こういうふうに理解していいんですか。これからはこんなことがあった場合には、関係のないことだから農業者はかまいませんと、こういうことなんですか。それを説明してください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） じゃ、逆にお伺いします。今度のことによって値段がどういうふうに上がったり下がったりしたんですか。具体的にそれはわかりますか。私はわかりません。したがって、説明できません。関係ないと今のところ思っています。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 私が村長に聞かれている立場じゃないんですよ。私は村長に聞いている立場なんです。これはわからないんですか。村長に聞いている立場にとって質問に立っているわけですから、農業者の方にも申しわけありませんというような言葉が何で村長から出ないんですか。これが当たり前だと思っているから出ないんでしょう。全てにおいてこれが今村長がやっていることは当たり前だと思っているじゃないですか、これは。そうじゃありませんか。これからのこういった問題等の取り組みについて、どのような方針で村長は農業者に対して説明していくんですか。それを説明してくださいよ。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 特段のことはしないとさっき申し上げました。結論を早く出るように祈っている、こういう状況でございます。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） そんなのきなことを語っている暇はないですよ、今。みんな一日一日忙しいんだから。これからじゃ結論が出るといったら、裁判が2年かかる、3年かかる、早急には出ませんよ。早くたって2年かかりますから。そうした場合には、西郷村の農業は2年間もこのままずっとほっぽり投げておくんですか。どんどんこれは西郷村の農産物の人気が悪くなって、値下がりすることは明らかなんです、これは。それを防ぐような対策するようなことを村長だったら考えなくてはならない

んですから。それを考えられないんですか、それは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申し上げたとおりであります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 先ほど申し上げたとおりだとか、口の先でただ逃げ口上を言っているだけであって、農業者に対しては何のあれも出てこないんですよ、これじゃ。農業者は怒っていますよ。

これで次にかえますが、この西郷村民が、よく聞いてください、西郷村に対して納税をしていくんだという納税意欲、これも村長は脅かしているんですよ、こういう問題をめぐって。これはどうするんですか。結局これから納税がどんどん悪くなっていくばかりなんです。村長、どう考えているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは考え過ぎ、論理の飛躍であると思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それは考え過ぎだと今村長は言っているけれども、先ほども議長室で申し上げたんですが、私は大田原の裁判が終わった会場に大平にある「魚しず」という魚屋さんに回ったんですよ。そうしたらそこに五、六人集まっていたんですよ。そこで私がきょうはこういうわけで、大田原裁判所に行ってきたんだということ、あそこの「魚しず」の魚屋さんとしゃべったんです。そうしたら、その話は室井さん何なんだと。そこにいる男の人が2人ぐらいだったかな。あと女の人が五、六人魚を買いに来ていらったんですよ。

村長が裁判に訴えられて、その裁判がきょうから始まったんです。それでこういうことがあっては困りますというような話を私はその魚屋さんでしたんですよ。そうしたら、そこにいた女性の年配のおばさんですけども、私の話を聞いて、そんなことをだったら税金なんか納めたくありませんねとはっきり言っていました。村長をはじめ、正しくきれいに村長の職務をやっているんだったらいいけれども、それを村長が裁判に訴えられるというような、こんな不始末、これはどうなんです、室井さん、室井さん、頑張ってくださいよ、私は言われました。

そうした場合に、村民の納税していくんだという納税意欲まで村長は失わせておる、脅かしている。税金を納めるなど言っていることと全く同じじゃないですか、これは。村長、どう考えるんですか、これは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは考え過ぎだと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長はそれは考え過ぎだと言うけれども、何で考え過ぎなんです、説明してください。考え過ぎだということ。私は村民が言っていることをそのまま今ここで申し上げただけにしかすぎないんですから。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 納税意欲と今度の今の金銭トラブルとどういうふうに関係してくるのかわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それはわからないんですか、これは。わかりませんと言うのでは、わかりませんと言うんだからわからないんだろうな。

私が言っていることは、村長が裁判に訴えられるようなことをやっているから、それだから、それを聞いた村民は、税金なんか納めたくありませんと言うのは当たり前のことじゃないですか。私だって本当だったら、こんな裁判に訴えられたような人とはしゃべりたくないんですよ、正直言って。しゃべりたくないんだが、これはしゃべらなくてはならない職務にあるから、私はここでしゃべっているんです。普通だったらもう法律に触れるようなことをやった者とは、絶対に私は口をききません。だから、私はしゃべらなくてはならないことであるからしゃべっているんです。

それで、あの魚屋さんを回ったら、村長を支持した方が支持しない方が、こいつはわかりませんが、そんなことなんだったら、税金納めたくありませんねと言った、その言葉が私の耳から離れないんです。これを村民にどのような形で理解させていくのか、これは村長の考えることじゃないですか、説明してください。

（「異議ありですね。何か、そういう論理を構築してこの議会で言うこと自体がいいんですかどうかということです」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前11時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後11時50分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただきまして、いろいろ協議をしていただきましたが、結論としまして、同じ質問、同じ答弁の繰り返しになっているということでございまして、質問者も答弁者も、もう少し具体的な内容をお願いしますとともに、お二方の立場をお互いにご理解いただきながら進めていただきますよう、議長よりお願いを申し上げます。

それでは、休憩前に引き続き、16番室井清男君の一般質問を続行いたします。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 先ほど来の質問の中で、村長は何の関係もないような答弁をしていますが、これは村民に対しましては大変な問題が、大きな問題なんですよ。それで裁判に訴えられているんだから、その訴えられている村長が村民に対して何らかのおわびの言葉があつてしかるべきなんですよ。それを何もやらない。果たして自分のやったことが当たり前のことというしか、これは村民に聞こえないんですよ。その辺をどのようにして村民に対して答弁していくんですか、それを聞いているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） また、堂々めぐりになってきましたね。議長から申されたとおりに、もっと進展するののかということですが、今のようには事は係争中だと。議員も言ったとおりに、この件については話をしないと冒頭にありました。よってということでしたが、この提訴されたことによる影響ということだったので、これも今のところは申されたようなことはないというふうに考えたわけでありまして。よって、対応は今のところしないということでありまして、再度再度ということが、話が出てきてもこの点については同じことを申し上げることで繰り返しになりますので、ここでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について。

今、村長の答弁を聞いていますと、先ほどと何ら村長答弁が変わっていないんですよ。あたかも同じような答弁しかしていないんですよ。私が聞いているのは、村長が裁判に訴えられたというそのことが、村民に与えられている影響が大きい、これをどのようにしてきれいに打ち消していくのか、これを説明してくださいと私はそれでは言っているのだが、その説明を全然やっていないでしょう、これは。議長からはっきり言ってください。

○議長（鈴木宏始君） ただいま議事進行の発言でございましたので、議長より申し上げたいと思っておりますが、16番室井清男君の一般質問に対する村長の答弁として、しっかり答えていないというふうなご発言でありますけれども、議長としては前段で村長は答弁なさっておられるというふうに理解をします。そのこのところでの結局は言っている、言っていないの繰り返しになるかと思っておりますので、もう一度具体的に（聴き取り不能）を西郷村が訴えられたということについて、事実について村長のご理解というかご発言をもう一度繰り返しになるかもわかりませんが、ご答弁をいただきたいというふうにご願いを申し上げます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 訴えられたというふうに申されておりますが、裁判は当然原告、被告ありますので、これは自由にできるわけでありまして。ただ、訴えられたことをもってということではいろんな影響のことをご懸念点を申されましたので、それは薄いと申し上げたところでございます。再度この裁判の内容を申し上げて、そして考えを申し上げたいと思っております。

本年4月に……

○16番（室井清男君） 内容は聞いていないんですよ。

○村長（佐藤正博君） いや、でも、これが一番主でありますので、これは内容について申し上げます。

本年4月に、那須塩原市所在の下北開発という会社が、本村が委託発注した除染業務に関し、西郷村元請業者、その下請業者2社ほか……

○16番（室井清男君） そんなことは聞いていないんですよ、議長、聞いていないこと

を言っている。

○議長（鈴木宏始君） いや、まず一番大もとになるところだから、もう一回聞きましょう。

○村長（佐藤正博君） 下請業者2社ほかを被告として、宇都宮地方裁判所大田原支部に工事代金支払請求の訴えを提起いたしました。

原告、下北開発は2次下請業者との間で代金未払いをめぐって争いがあるもので、そもそも村の契約の相手方ではなく、元請業者が村に提出している施工台帳にも下請業者として下北開発の名称はないものであります。

原告は、村が本件除染業務の発注者であることをもって、代金支払いの義務があるかのごとく主張しておりますが、現時点においてその根拠を明らかにしておりません。

本件訴訟は現在係争中ですが、本件に係る除染業務委託に関して、村には委託料の未払いなどの事実はなく、ちゃんとやっていると。原告に対して支払いの責任は全くないものと考えております。

よって、この司法の結果を待つという状況でございますので、早くそれが明らかになればいいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が聞いていることに対して、村長は答えていないんですよ。

私は冒頭に申し上げたように、内容等については裁判所の中で審理を尽くされて結審になれば出てこないんだから、内容には触れませんと私ははっきり言っているんですよ。ただ、ここで村長に聞いているのは、西郷村長といえば村民を代表しているんですから、村民を代表している村長が裁判に提訴された、訴えられたということは村民全員が訴えられたということにつながるんですから、だからその訴えられたことに対して、村長はどういう措置をとるんだということを私はそれを聞いているんですよ。そんな内容なんか私は聞いていませんよ。内容なんかは裁判所の中でしゃべればいいんです。こうしたところでしゃべるべきものじゃないですよ。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういうことをもって、早く結論が出ればいいと。このこと自体が物の値段とか、それから企業の輸出に関係することはないと思っていますので、それをどうこうするということは考えておりません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が聞いてもないことを、あたかもそれが正しいような感じで村長はここでへらへらしゃべくっているけれども、そんなこと聞いていないんだ、誰も裁判の内容等なんかは。なぜこの事件が発生したかなんていうことは聞いていないんだ、これは。じゃ、冒頭に言った内容等には私は触れませんと。裁判で審理中でありますからということで何回も言っているんじゃないですか。それを内容等をここで発言して、あたかも何の罪もないようなことを村長がぬけぬけと言っているから、ここでこういうことになってしまうんです。

私が聞いているのは、ただ村長が西郷村を代表しておって、村長が訴えられたとい

うことは、村民全員が訴えられたということになるんですから、その辺を村民を理解させていくには何らかの措置をとる。そこで例えば極端に言ったら、村長の立場でいうなら、私はこれから村民のところを一軒一軒回っておわびして回ると言ったら、これだったら一発で了解ですよ。その言葉が何も出ないんですか、村民に対して申しわけないとか何かということ。その辺はどうなんですか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何回質問しても村長は理解できないらしいですから、いま一回質問します。

私が質問をしていることは、冒頭に申し上げたように、内容等には裁判所でやっていることですから触れませんということをはっきり申し上げているはず。それで、ただ村長として裁判に訴えられた、わかるように申し上げましたけれども、提訴された、そのことによって村民に与えておる影響はあまりにも大きいから、これを村長として村民向けにはどのように説明をするんですかと、そいつを聞いているんですよ。そんな内容がいいとか悪いとかなんていうことを私は聞いていませんよ。そこに絞って説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

影響を与えたということですが、先ほど申したとおり内容はお互いの主張を繰り返しているということですので、それは判決を待つということ。それがこの提訴されたことをもって、いかなる影響があるかについては、関連性は薄いと見ていますので、何をするかと言われても、今のところはこれはしませんというふうに申し上げたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 疑われたことに対しては関連性が薄いと村長は言っていますが、これは家庭に例えてください、一軒の家庭に。一軒の家庭でもって家庭の親父が警察に引っ張られたとか裁判に訴えられたとかということになりますと、これは裁判所はいいことでは裁判には乗っかりません、いいことでは。悪いことがあるから裁判があり警察があり、そういう機関があるんですから、だから全然何もないということはないんですよ、村民に理解されるのは。村長は何かをやったから裁判に提訴されたんですよ。裁判に訴えられたんですよということを言っているわけですよ。

それだから、何も薄いか、何もないんだということでは裁判所から村長に対する

訴状なんか出てこないんです。村長宛てに訴状が出てきて、今度村長は裁判所に行けば被告人という立場に立って法廷に立たなくてはならなくなるんですよ。これは外やこの議会の中では被告人ということにはならないけれども、裁判所の中に行けば被告人なんです。告発された一人の人間ということになるんです。そのことが西郷の村長は裁判に訴えられて我々村民がどうなんですかというのを、村民が心配しているのは当然なんです。そここのところを村民向けにどのように村長から発信して理解を求めるとかということ。そいつを私は聞いているんです。それをずばり言ったら、それで終わりです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 提訴と判決は全然違う。提訴された段階ではまだわかりません。それも結論が.....

○16番（室井清男君） その内容は聞いていないんだ。

○村長（佐藤正博君） ですから、それは謝るとかなんかの条件にはまだなっていません。ですから、みんな決まってからでいいと、決まらないと困りますよと、早く判決をもらったほうがいいという状態を申し上げたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長は、判決の出た時点でとか、その内容に入り込んでいるからそういうことで、私が言っているのはその内容には触れませんということを行っているんですから、その部分何も言う必要はないんじゃないですか。私は聞いていないんですよ、その内容がどうなんだということは。ただ村長はあの裁判所に行けば被告人という立場でもって法廷に立たなくてはならないから、法廷に立たなくてはならないような状況は一体村民向けに対してどういうふうに申し開きを立てていくんですかという、これを聞いているんだよ。そんな内容が生きるとか、判決が出なければわからないとかなんて、そんなこと聞いていないんだからな。何でそんなことを村長は言わなくてはならないのか。何も答弁する言葉がないからそういうことを言っているんじゃないのか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われたとおりです。答弁する言葉がありません。同じことです、さっきから言っているのは。

以上であります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これ以上、村長と争ったって、これはなかなか決着つきませんので、ここでやっぱり村民向けに対する言葉として、村長は被告人という立場に立って法廷に立たなくてはならない状態にあるにもかかわらず、何のかかわりもありませんということで村長はここで逃げているわけですから、これは村民の皆さんによく聞いておいていただくことにして、このことについては私はこの件については質問を終わります。

次に今度は、今これにも影響しますから、これも申し上げておきましょう。

税金未収金はどのくらいあるんですか、今は。恐らく税金未収金とどういう関係があるんだと言いたいでしょう。税金未収金はどれくらいなんだか、それを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど企業の納税意欲が、違う違う、どこかで御飯を食べているときに聞いたというお話ですか。

○16番（室井清男君） それでなくて、税金未収金が幾らあるんですかと聞いているんだよ、今。

○村長（佐藤正博君） では、関係ないと、多分ということを申し上げましたので、今のところは数字はわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは村長、大変なことですよ、これは村民に知らせたらば。税金未収金3億円、健康保険未収金2億円、合わせて5億円があるんですよ、5億円。その5億円の未収金対策というものは、これは議長、議題から外れるような発言ですが、決して外れているわけではありませんから、よくご理解願います。

その5億円の未収金を、これが毎年毎年2,000数百万円という金が時効が成立して回収不能金になっているんですよ。それで消えていくんですよ。そうするとそれがそういう形で消えていくからなくなるのかといたら、その後に出てくるのは増えて出てくるんですよ。その増えて出てくるような状況を、村長のこういう信頼問題が大きく影響しているんです。ということは、今ここでもって5億円の未収金を強制執行をかけてばたばた取り上げるとしたら、どうなりますか。村内大暴動が起きますよ。村内の暴動が。

これは、何といっても村民に税金を納めているんだ、払っているんだという意欲を与えなくてはならないんですよ。村長の裁判に提訴された問題で、この間のあそこの魚屋のおばちゃんと言うように、税金なんか払いたくありませんね、はっきり私は言われました。誰しものがそうですよ。西郷の村民を代表する村長が裁判に提訴されるような問題、被告人と言われるような問題、これが村民としたらば、誰だって税金なんか払いたくありませんよ。私だってしゃべるのも嫌なくらいです、そういう人間とは。だが胸にバッヂをつけている以上においては、村民を代表してしゃべらなくてはなりませんから、私はここでしゃべっていますが、この税金を回収するというのは、村民の意識改革をやらなくてはだめなんですよ、絶対に。村民の意識改革をやらなくて回収できるならやっごらんないさ。

村民の意識改革をやるのには、社会教育を発展させなくてはならないんですよ、社会教育を。その社会教育を発展させることに対して、社会教育の先生はおりますか、おりませんよね。社会教育の学校がありますか、ありませんよ。

社会教育法の第3条には……

○議長（鈴木宏始君） 16番、発言の途中で申しわけないんですが、やはり一般質問ですので、通告書に質問事項として掲げられたことについてあまり踏み出さずに、そこ

のところで質問を続けていただきたいと思います。

- 16番（室井清男君） ええ、それは踏み出しておりません。ただ、その税金問題に、先ほど申しあげましたおぼちゃんが言った税金なんか払いたくありませんねと言われたことについて今ここで申し上げているんですよ。その意識改革をやるのに、社会教育を発展させなくてはならないんですよ。その社会教育を発展させるのには、村長をはじめとする胸にバッヂをつけた者が先頭に立って、それをやらなかったら、村民の税金を納めていくんだという意識改革も何でできますか、できるはずがありませんよ、そんなことでは。

ここでやはり社会教育を発展させるというのなら、村長が先頭に立って税金を納めてください、税金はこういうことでという事情を説明して、村民に対して税金は払わなくてはならないんだ、税金を意欲を持って払わなくてはならないというような教育を発展させて、そして村民の意識改革を求めていかない限りには、絶対にこれはだめなんです。そこで村民の前に立って、村長、言えるんですか。税金を払ってください、税金を納めてくださいというようなことを社会教育の中で村長は言えるんですか、言ったとしたならば、村民からは村長何やっているんだと、裁判に訴えられるようなことをやっておって、我々に税金を払えなんて言ったって払いますかと、これは当然言われますよ。村長が裁判に付されたというんで怒っているんですから。それをどのようにして村長はやっていくんですか、説明してください。

- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君に申し上げますが、やはり通告書に記載しておる質問事項について質問をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

- 16番（室井清男君） じゃ、その裁判の件には大きく邪魔になっているんだよ。村長、言えるんですか、村民の前に立って。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） よくわかりませんね、聞いていて、質問が。本当に社会教育法にこの住民のといひますか、人の文化、教育、よりよい品性、そしてすばらしい人間像をつくっていくための努力の義務は、当然言われたとおりです。裁判のことをよく提訴されたのは被告人、言葉遣いはよく使い分けないといけません。被告と被告人は違います。そういうことからいうと、あたかも最初から非があるという前提で議員は申されております。この非があるかどうかは、裁判によって決定されるわけでありまして。だから今のところは見守るというふうに言っているわけでありまして。

その前段で非があるから謝って一軒一軒回るとか、そういう論理の組み立てですね。理解できませんね、これは。ぜひそこを明らかにしていただきたい。

- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

- 16番（室井清男君） そんなことを考えているから裁判に訴えられたってその処置ができないんですよ。裁判に訴えられている者が税金を払ってくださいなんていうようなことを言えますか、これは。村民が言っているように、税金なんか払いたくありませんねという言葉が出る以上において、これは裁判に訴えられているんだから、これはここでは原告、被告というのはありませんが、裁判所のあの大法廷に行ったら被告

人という部分になるんですよ。そういう人間がですよ、いかにうまいことをやったって村民はついてきません。それだから村民が言っているように、村長は西郷村の村民の代表なんだと、その村民の代表が裁判に訴えられるようなことを、何で我々村民が信頼できますかということは、これは当たり前のことなんですよ。私はこんなことはしゃべりたくありません。それを村民に対してどのような弁明をするんですかということこそいつを聞いているんじゃないですか。その弁明の方法を明らかにしてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行政、あるいは人が生きていく間においては争いがあります。当然今回発注者であるというゆえをもって、この支払いのことを提訴といいますか訴えてきたわけです。やっぱり村長、村はそのちゃんとした契約に基づいて、それから検査もしてお金を払っている。ところが、その下請といったところの中においてトラブルが発生したということでもありますので、その部分をちゃんと説明すれば、ああそうですかと納得していただけたと思います。

それによって今議員が申されているような種々の問題が発生するとは私は思っておりません。ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは何回も申し上げるようですが、大平の魚屋さんで言われた言葉、これを村長は軽視しているんですよ。村長が、村長たるものが裁判に訴えられたというようなことになれば、村民は誰も村長を信頼しません。その信頼していない形の中でいかに村長は、税金は村の財源ですから納めてくださいなんて言ったって誰が聞きますか。私だってこういう、村長はそんな裁判に訴えられたような人と私だってしゃべりたくないんですから、ここに立ってしゃべらざるを得ないから無理してしゃべっているようなものだ。

そのような状況の中で、いくら村長がぺらぺらうまいことしゃべったって、村民はこのままでは言うことは聞きません。その対策を考えてくださいよ。

議長、これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 答弁は必要ないですね。

○16番（室井清男君） 答弁は必要ない。どうせ答弁を求めたって何もなんないから。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、7番秋山和男君の一般質問を許します。7番秋山和男君。

◇7番 秋山和男君

1. 環境保全について
2. 甲子高原こども運動広場について

○7番（秋山和男君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

質問の内容については、環境保全について県外からの廃土搬入による埋め立てについてでございます。

西郷村は、阿武隈川最上流に位置し、源流の郷づくり事業などが活発に行われております。最も水のきれいな村と認識しています。

先般、柳沢地区の住民の方から、埋め立てによって地下水が汚染されるのではないかと大変不安だと相談を承りました。

それによりますと、ことし3月中旬ごろから5月にかけて、関東圏から産出された土砂を、明け方未明、最初のころは午前2時半ごろから搬入し、重機で大きな穴を掘り、それを埋めていたということでございます。ダンプや重機の音で目が覚めてしまうとのことでございました。そして、警察の指導後は4時ごろになったと聞いております。それは4月に入ってからだとも言っております。

この柳沢地区は、村の水道が布設されていない地域にあり、全て自家用の井戸水を利用しております。住民からは、もし有害物質を含む残土などが埋め立てられたら、地下水が汚染されてしまうといった、このような事態を危惧する声が多数ありました。

この件につきましては、村、県、警察にも通報しているとのことでございますが、その概要、経過、対応等についてお尋ねいたします。

またこの業者、また個人があと3か所このような太陽光発電を計画しているとのことでございますが、村としてはどのような説明を受けていたか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番秋山議員の一般質問にお答えいたします。

環境保全、県外からの廃土搬入による埋め立てについてでございますが、今おただしのような経過でございますが、そのことについてまずご説明いたします。

今年の3月から5月初旬にかけてまして、柳沢地内におきまして太陽光発電事業用地の埋め立て工事をしており、埋め立て工事が深夜から早朝に行われ、地元住民から悪臭がする、それから不法投棄がされているのではないかと、それから地下水に影響が出ないかなど不安の声が聞こえてきたところでございます。

今年3月17日に匿名で、柳沢地内の集落で太陽光発電を建設しているその現場を埋め立てる土を埼玉から運んでいるが、その中にビニールのごみが大量にまざっているのを調査してほしい旨の電話があり、県南地方振興局環境課に連絡したところ、村のほうで一度現場を見ていただきたいとのことでございました。

同日3月17日の現場確認をし、一部盛土はしてありましたが、それらしい状況ではありませんでした。

さらに3月18日に匿名で、柳沢地内の土地を盛土している。ごみが混入しているようだ、においもするという連絡が入りました。

4月3日にも、近くで盛土をしていて、その排水が池に入ってきて池が濁っている。その地下水を利用しているの、何とかしてほしいという要望がありました。

池の濁りにつきましては、同日埋め立ての業者に直接話を聞いたところ、ソーラーパネル設置のため盛土をしているが、それが原因かどうかはわからない。深く掘ったせいかもしれないので、今後気をつけるとのことでありました。要請者宅を訪問し、その旨を説明したところでもあります。

4月17日、東邦ラス下のソーラー計画地に、他県ナンバーで毎日のように残土を捨てている。今朝はダンプから湯気のようなものが立ち上がっており、内容物はセメント色に似たようなもので、きょうも埋め立てをやっているの、確認してほしいとの連絡がありました。

同日、農業委員会事務局、住民生活課の担当が確認に行っております。コンクリート片やセメントくずなどは発見されなかったとの報告を受けているところです。また、現場にいた業者から聞き取りをしました。業者の説明では、盛土の材料が除染関係事業で価格が高騰しており、価格的に折り合わないとのことでありました。

4月20日、県南地方振興局に出向いて確認したところ、県南地方振興局も4月2日には同様な通報があり、現場を確認し、4月3日には八王子ナンバーのダンプがあったということでもあります。

また、4月9日には、県庁の産業廃棄物課と県南地方振興局が立ち会いのもと、業者がこの盛土したところを掘りましたが、不法投棄は確認されなかったとのことでした。

4月10日に、県南地方振興局でも現場を確認しましたが、既に当日の朝に搬入された土からも不法投棄物は確認されなかったとの報告であります。

甲子高原駐在所へも通報があったことも承知しております。警察では、物的証拠がないので、証言を得られれば調査に乗り出したいとのことでありましたが、その手続等にはちょっと入れなかったというのがこれまでの経過でございます。

議員おただしのおり、この地域住民は先ほどの井戸の問題があって、あるいは飲み水については相当注意を払っておられる。また、この安全が確認されていないことをもって、ほかから水を運ぶ毎日であると。非常に困っているということをお聞きしております。議員もそこにおいでになったということでございますので、これは水質汚濁防止あるいは不法投棄の問題は、そもそも村はもちろん、この住民の立場に立って、その回復措置をとるということをやる場合には、県の条例あるいは具体的な担当、県南振興局の環境担当ということでもありますので、私もこれまで地方振興局長、次長、それから部長、課長といろいろ話をしてまいりました。

1番は、やはり現場に持ってきたものをどうやって確認するかということでもあります。現場で採取してそれを分析する。あるいはマニフェストをもって確認する。いろんな問題がありますので、まずこれをしなければならぬのが第1でございます。

2番目は、これが大丈夫かとするならば、内容がわからないとするならば、今度は水質物、水の検査をする必要があるということで、現在2点について水質検査をして

おります。

検体の1は地下水、言われたこの下流の井戸水の検査であります。それから検体2、これは公共用水域、いわゆるため池でありますね。この法律は性善説でありますので、悪いことはせんだらうという前提であります。した場合はしかし、それなりの対応をとっていただく、してもらおうというのがこの法律、あるいは条例であります。当然今西郷村にはありませんが、県条例等がありますので、この対応につきましては1つ、この土質が何であったかの確認を県でもしてもらいたい。これはこのマニフェストが確認されれば、あるいは現場でどう持ち込んでどう判断するかであります。それを確認すると同時に、水質検査がいかなるものが出てきているかと。28項目について、県から回答を得ております。

まず、県の議会の質問があるので、ちょっとまとめていただきたいということで、県にお願いしてまとめていただきました。県がこれまで実施した調査等は次のとおりでございますので、改めてご連絡いたします。

○7番（秋山和男君） いや、すみません、それは再質問します。

○村長（佐藤正博君） ああ、そう。はい。

以上がこれまでの結果でございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今、村長のほうからいろいろ答弁をいただきましたが、これから再質問することにも多分にダブるとは思いますが、これから再質問をいたします。

まず、盛土が行われているとのことですが、盛土工事とはどのようなことをいうのか、また掘削工事とはどのようなものか、お伺いいたします。機械で七、八メートル掘っても、それをその土を入れることは盛土になるのかも加えて質問いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一般的なお話だと思いますが、盛土と掘削についてということで、現在言われているものとどういう関連が出てくるかということですが、一般的には盛土工事とは、低い地盤や傾斜に土砂を盛り上げて高くし、平坦な地盤と合わせる、あるいはそれより高くするといった工事であります。

掘削というのは、土や地盤、岩盤を掘り進める、あるいは切削してそれを取り上げる、そして削ったりする、掘ったり削ったりするというのを一般的に言っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。

ここで15番佐藤富男君が着席されました。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今回のことに対して、私は早朝2回、昼間6回、合計8回現場を調査してまいりました。住民の方が言っているように、朝方4時ごろから搬入し、重機で埋めている状況を目撃しております。搬入している車両は産業廃棄物運搬車独特のあおりの高い会社名の表示がなく、ナンバー等については八王子、川越、大宮、つくば、土浦、栃木等1都3県の車両でした。

深夜帯になぜ経費をかけ、なぜ福島県まで運搬しているのか。悪いものでなければ近くで処理できるはずなのですが、近くで処理ができないものは不適切な残土ではないかと心配の声が地元住民より聞かれております。

万が一にも有害物質が含まれる残土であれば、溶解し、地下水や農業用水に混入し、人体にも影響が出る事態のおそれがあります。

そこで伺いますが、盛土材料の成分等は調べているかどうか、お伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 目撃情報あるいは現場を見られて、そのようなご心配をお持ちであるということは承知しているところでございます。

この先ほど村の対応について申し上げましたが、県の対応についてご説明いたします。

県がこれまで実施したのは、現地調査を次のとおり行いました。

4月2日県南地方振興局、4月3日県南地方振興局、4月9日県産業廃棄物課と県南地方振興局、4月10日県南地方振興局で、不法投棄は確認されなかったというふうに言っておりますが、今の土質につきましては、このマニフェストを見たり分析した結果については今手元にごさいます。後でまたこれらについては報告したいと思います。県南地方振興局のデータをいただいております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 再質問いたします。

なぜ遠くから経費をかけ、福島県のほうまで運搬するのか。安全残土なら近くで処分できるはずなのですが、お考えをお伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 疑念を持たれる申し出はそのとおりだと思います。ただ、業者は盛土の材料等が除染関係事業の価格で高騰しており、この盛土材については高く使えなかったと。よって持ってきたということを申しておりますので、うのみにしているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） じゃ、なぜ未明2時半とか4事前に地区が寝静まっている時間帯で行うのかと。到着と同時にバックホーで埋め立ててしまうのかと。このことにより現場近くの住民は騒音で目が覚めてしまう、安眠妨害ではないかと考えておりますので、お伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 申されているようになりますと、ますます疑念が膨らんでいって、悪いことをしているんじゃないかという疑念を持つのも当然だろうと私も思います。

そうしますと、そのことについて業者に申しても、今言ったことを繰り返しております。そうしますと、話だけではわからないだろうという話になりますので、よってこの土質の問題とそれから水質といった方向でこの確認をしていく方法しかないということで、県に水質の検査を依頼したところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今、村長の答えでは県で水質検査をしているとのことですが、今回の検査で異常が見つからなければ検査を行わないのか、継続的に検査をしないのか、お伺いいたします。

また、不安解消のために上水道の設置などをお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申しましたように、この疑念は晴れないというふうになりますと、この土質については言いましたとおりに手元にありません。水質につきましては、先ほどの井戸、それからため池の問題について28項目の検査をしておりますが、県の報告では、28項目中26項目の検査が終了し、問題ありませんというところが今までの状況であります。しかしながら、この先ほど溶解して、それから地下水に混入して出てくるのは時間がかかる可能性もないではないというふうになりますので、再度といいますか、この件について申し上げて、土質と一緒にこの結果について詳細について報告を求めたいというふうに思っております。

それから、今後こういうことを、水道の話が出ましたが、水道はこれまであの地区についてはということで検討材料になっております。今後とも今のことを含めて検討してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今朝も6時ごろ地区の家を訪問してまいりました。住民は飲み水を確保のため、4リットルのペットボトル缶10本をこれから水をくみに出かけるところでしたというお話でした。このような生活が3月より続いているとのこと。今後このような生活が続くと大変だとぼやいていました。この人は87歳であり、本当に大変であると思います。こういった人の気持ちをどのような考えか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 水の問題は本当に毎日のことでありまして、空気と水、これは正常にあるのが当たり前ということではありますが、こういった状況になりますと疑念が晴れない限り、この他から水を持ってくるというふうになりますので、先ほど28分の26は安全だということではありますが、その点についても注意深く、さらには今後混入する可能性がというふうになりますと、土質のことも含めてご納得いただけるように、いただけないとするならば、また何らかの方法を立てなくてはなりませんので、そういったことも含めて対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 当地区は、上下水道が未設置区域で自家井戸水の地下水で生活しているので心配です。この問題を誰が引き起こしたのか、誰に責任があるのか、誰が解決してくれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人が住んでいる。1人じゃなくて集合体といいますか、そして水

は上から下に流れる、いろんな状況下によって我々は生活をしております。それが安全であることが前提条件であります、このように外部から入ってきたものによって生活が乱されるというふうになりますと、一番は原因者責任ということがあります。そうしますと、通常は性善説でありますので、まさかそういったことにはならんだろうという前提で今ありますが、この調査を進めたり、あるいは結果、そういうことがあるとするならば、やっぱりこの原因者責任を問わなければならないと思いますが、今現在私が今この段階でそれがどうだということは、まだちょっと申し上げることはできません。いろんな検査をして、そして明らかにしていきたいと、水も安心だということですね。

ただ、長引くと議員申されたとおり、水を毎日運ぶのかといったことがありますので、水質につきましては早くこの残りの2つの項目等を見て、ぜひとも安心な状況に戻れるように努力をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今回のように短期間に大量の有害廃棄物と見込まれる残土が西郷村に持ち込まれてしまう危惧があります。表面上は指摘されなくても異物などは見当たらずとも、土壌が汚染されていれば健康被害など大変な問題となります。今後の対策として、これら盛土に対する規制策として、村で条例を緊急に、早急に制定し、住民の不安を払拭することが必要だと考えておりますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話のとおり、既に栃木県においては栃木県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、お隣の那須町でも、那須町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、既にできております。福島県は今回警察の方も関係することになりましたので、警察、それから県とも現在この条例等のあり方について検討しております。

やはりこの近くまでそういった事例があることを聞いておりますので、この件については鋭意検討して、この条例化までいくといったことも視野に入れて検討しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 再質問します。

今の段階で、これを放置しておけば今後第2、第3の埋立地が発生するおそれがあり、条例を策定し、規制や監視を強めるべきだと考えておりますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話ごもっともだと思います。では法の目をくぐってそういったことが横行するといったことになりばすれば、現在の状況においても通報に基づいて、そして検査をするというふうになりますが、それに応じない場合ということでこの条例が必要になるわけでありまして、それを含めまして、県あるいは司法当局とも打

ち合わせしてまいります。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） これから第2、第3のケースが出る前にそのような対策を講じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、再質問いたします。

この件に対して農業委員会に出された内容等についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） 7番秋山議員のおただしにお答えいたします。

まず、この場所における農地転用許可は、福島県知事による太陽光発電施設用地の許可になります。本村に提出された農地法第5条の申請書につきましては、以下のとおりになります。

平成26年11月10日付で申請者のうち被設定人は、テス・エンジニアリング株式会社、設定人は村内の個人でございます。太陽光発電事業のために、村内小田倉沢馬場坂154-1番地において太陽光パネルを2,268枚設置し、発電量が578キロワット、地目が畑、それから面積が7,811平方メートルでございます。

工期につきましては、平成27年6月25日の完成を予定しております。この内容で計画申請し、平成26年11月25日開催の本村農業委員会総会で審議されております。

審議の結果は、許可相当として県知事に意見を送付しております。

その後、県知事より平成26年12月12日付で許可がおりております。

以上が内容及び経過でございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 再質問をいたします。

今の答弁では、工期が平成27年6月25日完成予定となっておりますが、今朝行ってみてきた限りでは、埋め立てしたままでございまして、機材等は搬入されておられません。結局は埋め立てしたままで農地転用しただけではないのかと思いますので、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） 秋山委員のおただしにお答えいたします。

現在工期内でございますので、完成するかどうかは今後また見ていかなければならないと思います。

なお、私も現地を何度か見てまいりましたが、整地はされております。それで今度は、その整地された上に基礎をつけてパネルを設置するということになると思います。工期内に事業ができないということであれば、変更届等を提出させるように通知をするようになるかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今の答弁では、想定内にできるかできないかはわからないという

ことですが、これは現在まで変更届は出ていますか。

○議長（鈴木宏始君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（近藤伸男君） まだ工期内ということもございまして、その届けは出ておりません。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） この件につきましては、まだ工期内ということもございますので、この続きはまた9月にぜひやりたいと思います。もし受かれば9月にやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、再質問を続けます。

このことにつきまして事業説明が隣接する数軒のみ挨拶ということで、区長等への説明はないということですが、村長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 周辺に関係する人については、やっぱり不安ということがあると思いますので、周りの人とよく話をして、この不安を早く解消する努力をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 今朝現在ですが、今も水が濁っている状態にあるというようなことですが、このような問題を引き起こしたのは、どこの誰が責任を取るのか、村長にお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところは県は不法投棄等については確認されなかったと。それから水質についても、今のところはないということですが、まだ土質、それから残りの水質検査は出ておりませんので、今のこの地元の不安も伝えながら、県に対してその調査結果について報告を求めて地元につなぐという形でやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） この件に対して最後になりますが、結論として、こういった問題が発生したときは、やっぱり速やかに県、村、警察等で対応していただくのが一番だと思います。こういった要望をいたしまして、私の質問は、この件に対しては終わります。

次に、甲子高原子ども運動広場について質問をいたします。

このたび甲子高原子ども運動広場が間もなく完成ということですが、この施設につきましては、4点ほど質問いたします。

まず1点目、風対策についてお伺いいたします。

この施設が設置されます場所は、冬期間になりますと風がとても強く、施設を利用する場合に支障が出るのではないかと思います。村ではどのような対策をとっているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 甲子高原こども運動広場についてのおただしでございます。

お話のように、この場所は、設置場所ですね、風の通り道でございます。樹木が育ちにくい低木がありますし、かつ時前に植えたブナ等につきましても、なかなか育たないという状況もございます。冬期間であれば強風が吹きまくるという状況もございます。

そういうことでありますが、冬期間の部分その他のことも考えまして、この風速についてはクラブハウス等建物については風速50メートルに耐えられるような設計になっております。トラックにつきましても、使用等の状況もございますので、特段のこととは対策は盛り込んでおりませんが、おただしのとおり、今後の使用状況が続いて春夏秋冬、冬場はどうかも含めまして、いろんな状況、ご指摘の点が出てくる可能性がなきにしもあらずでございますので、ぜひいろいろ使用上の利用者あるいはそれを管理する部分との連絡を密にしまして、対応策を講じてまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2点目、安全対策についてお伺ひいたします。

建設中の現場を何度か見させていただきました。トラックのすぐ脇にU字溝がありますが、ふた等がないため利用者が誤って、はまってしまう可能性もあります。また、進入路と自然の家のスキー場の境がかなりの高低差がございます。さらに駐車場や池周辺等につきましても危険があります。村ではこの箇所の対応をどのように考えているのか、お伺ひいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、だんだん姿形が出てまいりまして、ご指摘の部分については議員、現場をごらんになった上だと思っておりますが、U字溝、高低差、それから勾配につきましても、ご指摘の部分があります。なぜかと申しますと、国立公園、環境省でこの種々規制がございます。私も何回も日光の事務所の所長をお願いをして、それらについてのことの要望も申し上げてまいりました。今回は文部科学省、復興庁がいろいろ関係する事業でございますので、そういったことについても申し上げてまいりましたが、この国立公園という規制といったこととかいろいろございまして、なかなか全般にわたって手が入らない部分があることはご指摘のとおりでございますので、まずこのU字溝等のふた、これは必要最小限でございますので、これは使用の前段によく調査をいたします。

それから、高低差がありまして、通常ジャンプ台になるようなことがありますので、これはやはり切土の問題と、それから進入の停止の問題についても、環境省といえますか、国立公園管理事務所と調整しながら対策を講じてまいります。

それから、駐車場からの階段、木製の階段が20段近くありまして、勾配、境界との角度がちょっときついというご指摘がございますが、これにつきましても仕上がった後、子ども等の通行状況を見て調整できるものについてはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） この件に関しても、事故防止のため、安全の対策をとっていただきたいと思っております。

次に3点目、受付管理についてお伺いいたします。

この施設の利用するに当たり、その受付管理についてどのような考えをしているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この受付等でございますが、この那須甲子青少年自然の家部分の管理地のエリアにダブりますので、基本的にはこの那須甲子青少年自然の家あるいは地元の皆様、旅館とか各施設あります。よくこのお話を聞きますと、そういったことの合同の協議等をつくったほうがいいのじゃないかということになっておりまして、スムーズにこの受付等ができるようにということを今考えております。主要な管理については村の施設でございますので、それは村でやりますが、今の受付についてはその辺は形態を考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番、ここで休憩したいんですけども、いいですか。

○7番（秋山和男君） いや、あと3分で終わります。あと3分。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） ぜひ利用者の目線で管理をお願いしたいと思います。

最後に4点目、オープニングセレモニーについてお伺いいたします。

この施設の完成に伴うオープニングセレモニーについて、村ではどのような考えでいるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このオープニングの日程でございますが、工事を早く終わらせていただいて、種々の検査、国立公園も入ったのがございますので、ただそれを含めましても地元の要請といたしますか、子どもたちの要請、早くオープンしてもらいたいと、地元もございますので、それを種々勘案いたしますと8月9日日曜日がよいのではないかと、今関係者と協議しているところでございまして、午前中ぐらいでこれをやっていきたいと。

1つは、10時からご来賓の方々の竣工記念式典、それから引き続いて村内の子どもたち、小中学生を対象とした陸上競技教室ですね。講師として現在東邦銀行の北京オリンピック400メートルメドレーリレーの日本代表のコーチ、サトウさんという方ですが、コーチをしていろいろご指導いただけるという状況で現在調整をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 再質問をいたします。

今、村長の答弁では、子どもたちを集めての陸上教室ということですが、参加した子どもたちには何か記念品とかを配られるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろお話をお伺いして、そういったものになるべくふさわしいものということで、今後決めて対応してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 盛大なセレモニーになることを期待いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第3、3番南館かつえ君の一般質問を許します。3番南館かつえ君。

◇ 3 番 南館かつえ君

1. 「マイナンバー」制度について
2. 「ヘルプカード」について

○ 3 番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目として、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

今年10月から国民一人ひとりに社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の通知が始まります。でも、今回の年金情報流出が発覚した問題で、参議院内閣委員会は、9日の理事懇談会で、マイナンバー法と個人保護法の改正案の審議を当面見送ることで合意したという報道があり、今後どのようになるのか不明な点もありますが、実施することは間違いないので質問をいたします。

そもそもマイナンバーとは何なのか。社会保障や納税に関する情報を管理しやすくするため、全国民一人ひとりに番号を割り振る制度で、2016年1月に運用を始めるものです。通知の方法は、住民票の住所に番号が書かれた紙が郵送されることになっております。住民票と実際の住所が違くと通知が届かないおそれがあります。

また、間違っ本人以外に番号が通知されると、その番号が悪用されかねない。政府は、引っ越しが増える3月に合わせ、テレビCMなどを使って住所の登録状況を確認するよう国民に呼びかけておりました。また、自分の番号を知らないと困ることもあります。

年金や生活保護の給付、申請、納税などの際に必要になります。会社員の場合、勤め先に自分や家族の番号を知らせないといけない。正社員だけでなく、パートやアルバイトも報告が必要になってきます。

政府は新たに預金口座にマイナンバーを登録させる法改正を目指しております。脱税や生活保護の不正受給を防ぐほか、金融機関が万一破綻した際の預金者保護をしやすくする狙いがあります。政府内では、慎重に議論をすべきだという意見の人も多いようです。

そこで、西郷村でも現在準備を進めている状況だと思いますが、今後の予定としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3番南館議員の一般質問、「マイナンバー」制度についてのお答えをいたします。

議員おただしのとおり、だんだんコンピューター社会と申しますか、デジタル化によって従来の紙、書類といったものと、それから個人の生活も従来の生活よりも、事は経済、文化は世界に広がりまして、そういったものの一元化、あるいは統一化、あるいは管理といったものが、より正確にできるように、そのやさきにおいてこの国民年金の受給をできないといった国民的な問題が発生して、この一元化はどうすべきかということについて、政府はいろいろ模索をしたということでありまして。外国においても、社会保障番号等は各国にありますし、あるいは北欧、それから韓国においてもやっぱり先駆的な事例がございます。

そういったことですが、議員ご指摘のように、また年金の情報漏れがあつて、この国会の審議がストップしているということでもあります。この塩崎厚労大臣あるいは安倍総理、国会の中で陳謝をいたしました。この団体管理について、国民年金の管理する機構自体に問題があるのではないかと。要するに事件が流出してから、大臣報告まで10日以上かかっているのはどういうことだといったことがこの前の質問で出ておまして、事はやっぱり信頼性だろうと、今日もいろいろ信頼性の問題が出ましたが、やっぱりこの信頼性が一番だということが、今大きな問題になって、そして審議がということになって、またその国会会期延長ということになっているそうでございます。

しかしながら、この問題は国家の仕事であります。やはり土地と人に関するものについては、やっぱり日本人として、あるいはこれからの人生の展開において必要不可欠なものと同時に、将来にわたる長期的なものの年金をはじめとする、やっぱり一元管理で間違いのないものといったものは要請されますので、このマイナンバー法案については、おただしのおり進んでいくものというふうに思っております。

マイナンバー法案は、平成25年3月1日、関連4法案が閣議決定されました。5月9日に衆議院、5月24日に参議院可決成立し、5月31日に関連4法案が施行されたところでございます。

どのような取り組みで進んでいくのかというおただしでございますが、今年の10月から住民票を有する全ての方に、順次12桁の番号を付したマイナンバーが通知されます。さらに平成28年1月から、マイナンバーの運用開始がされ、個人番号カードが申請により交付されます。平成29年1月から国の機関間の連携、平成29年7月、地方公共団体等との連携が開始される予定となっております。

これらに伴い、現在村におきましては税、社会保障等の既存システムの改修作業、それから番号利用、提供に伴う条例の制定、個人情報保護条例の改正、住民に向けました説明、広報などの準備を進めている段階にございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の再質問を許します。

○3番（南館かつえ君） 再質問いたします。

最近行った政府のアンケートでは、マイナンバーについて内容まで知っている人は28%だったそうです。さまざまな場所で必要になるだけに、マイナンバーがどういう制度なのか知っておくことが重要になってまいります。

今、村長からお話があったように、今後いろんな面で使われることになってきます。私たちのふだんの生活で使えるのかどうか、問題はないのか、便利になる反面、今回の流出問題があったように、情報が流出したり悪用されたりする危険も高まります。村としても慎重にいろんな意見を聞き、取り組んでいただきたいと思っております。また、広報もありますが、西郷広報を読んでいない人もいますようです。また、アパート関係の人たちも、広報が入らないところもあるそうです。大事なことなので、しっかりと周知徹底し、村独自で説明会を開催してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このマイナンバー制度の周知について、この説明会というご提案がございました。このご指摘のとおり、この制度は今後の情報社会、IT社会の進展に伴って、より身近に、次の世代はもっと多くの拡大をしていくものと思われま。しかしながら、ご指摘のように使う人がどれだけ理解しているか、そしてそのセキュリティはどうかというこの2点が一番の問題でございます。

現在までの議論の推移を見てきますと、まず1つはこれまでの1人何人も国民年金の口座があったような、ああいった間違いはこれによって解決できるのかなといったことと、現在はやっぱり行政の利用といったものが先行しております。今後このICチップの半分はあけておくといったことで、各地方自治体における利活用を図っていただきたいという話がありましたが、そのより広範な利用を進めていくためには、この民間事業者あるいは社会全体がそれに対応できるかといった問題がありますので、まずはこの行政が先行するのではないかというふうに思っているところでございます。

そうしますと、具体的にはやはり健康保険、介護保険、雇用保険、税の申告、確定等がございますですね。それから届け出等の書類のこと、そういった行政執行における共通、あるいは全国的に共通な法律に基づくものについては、この部分が相当進むであろうというふうに思っております。その後の議員ご指摘がありましたバンキングの問題ですね。あるいはカルテの問題、そういった問題については、かつてこのアメリカのメリルリンチの社長、岩國哲人が出雲の市長になったときに、既に20年前からこのことについては予見をしております。

しかしながら、この議員を引退されましたが、20年たってもなかなかできないということで、今ようやく緒についたということでございますので、外国におけるこの社会保障番号と今の民間との連携についても、今途中だというふうに思っております。

今後の推移を見ながらということでございますが、物はやっぱり使う人がどのように移動させるのか、あるいは置いておくのかと、そういったことと利用の頻度のこともございまして、そういったことをよく知っていただくといった努力が、ご指摘のとおり一番大事じゃないかというふうに思いますので、まずこの国会の推移、あるいは法案といろんな施行規則、同時にそれに基づく住民基本台帳以来の現在の村のシステムの変更等が進んでおりますが、やはり省エネルギーといいますが、間違いなく確実に、そして300万件も取られてしまったというような今回の漏えいに結びつかないようなセキュリティ、事はインターネットとの手段をどうするかというふうに国会論議されておりますけれども、やはり独自のチェックが二重、三重、四重にかかる、芋づる式にはならないと申されておりますが、事はそう簡単ではないのでありますので、よくこの辺も説明の質問、一番出るところだと思います。

今回はマイナンバーは甘利大臣で、大臣は本当は総務省かと思いましたが違いましたですね。内閣を筆頭に全省庁でやるということでございますので、よくその先々までできた持って行き方ですね、施行の仕方、あるいは準備の段階、そしてどこまでお知らせして、どの段階でということまであると思いますので、よくこの点につきましては、国・県等の事情といいますが、これを聞きながらご指摘のように周知できるよ

うな方策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） いろいろ問題があるかと思いますが、やっぱり説明会をしっかりと開催していただきたいと思っております。

最後に、今回の問題で年金機構をかたる不審電話が多発しているようです。防災無線でもお知らせをしたり、しっかりとした体制づくりをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2つ目の質問に入ります。

「ヘルプカード」についてお伺いいたします。

平成26年6月議会の一般質問で、ヘルプカード導入についてお伺いいたしました。そのときの村長の答弁で、この導入について検討していきますというふうにしたいと思っております。今後いろいろマイナンバー制度の問題とか個人の情報で、直ちにわかる方法がまた次の段階として出てくるようでもあります等々の内容でした。私もマイナンバー制度が決まりましたら、どのように取り組んでいけるのか気になっておりました。

そこで、マイナンバーカードにこのヘルプカードの内容が入れられるのか、前もって確認しておきましたが、マイナンバーカードはICチップつきで、もう決まっているので、新たに入れることはできないということでした。

そこで、改めてお伺いしたいと思います。ヘルプカードの導入についてですが、ヘルプカードとは障害や難病を抱えた人が、必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。

詳しく説明いたしますと、ヘルプカードはコミュニケーションに困難のある障害者が、希望する支援内容や連絡先などをあらかじめカードに記入しておき携帯するものでございます。本人が持ち歩くことで、緊急・災害時に周囲が支援しやすい環境を整えることが狙いで、特に視覚障害者や知的障害など、一見して障害があるとわからない人のために、とても有効でございます。西郷村でも障害者への理解を深めるためにも、ヘルプカードの導入を再度検討し、取り組んでいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ヘルプカードについてのおただしでございます。

この点につきましては、ご説明のおただしとおり、前から質問をしていただいております。同時にこのマイナンバーとのセットはどうかということの検討をしてまいったところでございます。

先ほどから申しておりますとおり、平成28年1月からマイナンバー制度が開始されます。当制度による個人番号カードはマイナンバーを記載した書類の提出やさまざまな本人確認の場面で利用できるカードで、同じく平成28年1月以降、個人に交付されるものでございます。カードはプラスチック製で、マイナンバーはもちろん、個人情報や本人の写真も印刷され、ICチップも登載されることとなり、カードのデザ

イン等も統一されることから、ご指摘のとおり、このヘルプカードの併用はできないという回答をいただきました。印刷だけですから私はできるんじゃないかというふうに思っておりましたら、ちょっと今のところは勘弁していただきたいというお話でございます。既に東京都の事例等が議員から申されておりますので、このヘルプカードについては非常に有効だと私も思っております。

さて、そのことを具体的にどう進めていくかということでございますが、このヘルプカードといったものは一回見ればわかるといったデザインが共通化されると。そうしますと西郷村単独というのもございますが、広く広域的に現在白河市、西白河郡の市町村で組織する障害者の日常生活等を専門的な知識で総合的支援を目的とした、白河地域自立支援協議会というのがございますので、こういった中において、広くカードの広域的な取り組みについて提案をしました。そして、この検討を同時に進めていただくといったことで進めていきたいというふうに思っておりますので、事の推移につきましては、逐次ご報告を申し上げていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 今、村長から答弁がありました。白河地域自立支援協議会での検討を進めているとのことですが、障害者や難病を抱えた方たちが安心して暮らせる西郷村にするために大変重要なことです。今後取り組み状況、今村長から随時教えていただけるということでしたので、一日も早く実施できるようにお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 地域住民生活等緊急支援のための交付金について
2. マイナンバー（国民共通番号）制度について

○ 1 2 番（上田秀人君） 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

質問の 1 点目といたしまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金について伺いますということでございます。

まず、この地域住民生活等緊急支援のための交付金、この交付金に対しての村の基本的な考えというものをまず伺いたいと思います。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 1 2 番上田議員の一般質問にお答えいたします。

質問第 1 の（1）地域住民生活等緊急支援のための交付金についての考えはどうかということですが、昨年 1 2 月、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、地域住民生活緊急支援のための交付金が交付されることとなりました。

交付金には、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業に対して交付される地域消費喚起・生活支援型の交付金と、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対して交付される地方創生先行型の 2 種類の交付金があるわけでございます。

村といたしましては、この実施計画の提出並びに交付申請を行いまして、消費喚起型交付金 1, 7 7 3 万 7, 0 0 0 円、先行型交付金 1, 8 9 1 万 8, 0 0 0 円、合計で 3, 6 6 5 万 5, 0 0 0 円の交付決定を受けて、これを実施しようとしているところでございます。

○ 議長（鈴木宏始君） 1 2 番上田秀人君の再質問を許します。

○ 1 2 番（上田秀人君） ただいま地域住民生活等緊急支援のための交付金の説明をいただきました。これは大きなくくりの中で大きく 2 つのメニューがあるよということで、今説明があったわけですが、1 つが、地域消費喚起・生活支援型ということですよ。もう一つが、地方創生先行型の 2 種類というふうに説明をいただいたわけがあります。

この 2 つの交付金を受けるためのいわゆる諸条件と申しますか、この条件についてのどのようなものがあるのか、金額などは今答弁をいただいたわけですが、この交付金を受けるに当たって、計画を策定して申請をしてということだったんでしょうけれども、この交付金を受けるに当たって、基本となる諸条件というんですか、この条件をお示しください。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 交付金を受けるための諸条件についてであります。地域消費喚起・生活支援型の交付金につきましては、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業が条件でございます。

国が示すメニューの例といたしましては、プレミアムつき商品券、旅行券、低所得者向け灯油等の購入助成、多子世帯に対する支援などが該当するところでございます。

また、地方創生先行型の交付金につきましては、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施が条件となるわけでございます。

交付金の額につきましては、人口及び財政力指数等から算定された額となっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま交付を受けるに当たっての諸条件ということで説明をいただいたわけでございます。この交付金、いろいろ調べてみますと、非常に使い勝手のいい交付金かなというふうに理解をするところでございます。

思い返せば2011年当初ですか、社会資本整備交付金事業、あれと同等、あれ以上に使いやすい交付金かなというふうに理解をするところもでございます。今答弁の中にありましたように、雇用の創出、人口流出を防ぐために、またさらに人口を増やすための策、そしてさらにコンパクトシティー型の自治体創設というようなのが諸条件に入っているということでございます。

私のほうでも、いろいろ資料を調べていった中で、平成26年12月27日の経済対策の閣議決定後に、地方公共団体の予算に計上された事業に限定されると。ですから、ひっくり返して考えれば、26年12月27日に新たに事業を創設すれば、そして今言いましたように、人口流出を防ぐ、雇用の創出をしますよ、人口を増やすための策を講じますよ、コンパクトシティーを目指しますよ、この条件をクリアしていけば、本当に使い勝手のいい交付金なのかなというふうに考えるところでございます。

そこでさらに伺いたいと思いますけれども、先ほど私は2点ほど、大きくくくると2点ほどあるということでお話をしたんですけれども、この地域消費喚起・生活支援型について村での対応、村ではどのような考えでどのような事業を行ったのか、まずお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） プレミアム商品券についてお答えいたします。

村では、交付金の地域消費喚起・生活支援型で、西郷村プレミアム商品券の発行事業を進めているところでございます。この商品券は、村内経済の底上げと村民の消費喚起を促すことを目的としており、販売は平成27年7月1日から12月31日まで、または今回販売する1万5,600セットが完売するまでとしております。

また、村民の方が優先的に購入できる期間といたしまして、7月1日から7月14日までは、各世帯主に送付されます優先購入用封筒と書いてあります封筒と、簡単なアンケートを提出することによって、前期の期間内であれば村民の方が優先的に買えることとしたところでございます。

利用につきましては、7月1日から12月31日までの半年間の間に、村内の参加店で使用することができます。販売価格につきましては、1セット6枚つづりで額面6,000円のを5,000円で販売いたしますので、1,000円がプレミアムというふうになるわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけれども、くしくも先週土曜日ですか、私の手元にも西郷村プレミアム商品券優先購入用封筒というものが届きました。まさにこれが今村長が言われたように、地域消費喚起・生活支援型事業として村が実施したものだというふうに理解するわけであります。さらに3月議会にも当初予算の中にもこの部分が計上されていたかなというふうに理解をするところでございます。

そこで、さらに伺っていきたいと思いますけれども、これはこれで目的とした地域消費喚起、いわゆる生活支援型につながってくればというふうに期待をするところでございます。

約1か月前ぐらいになりますか、新聞の折り込みの中に、西郷村の参加店の募集というようなチラシも折り込みに入っていたような記憶もございます。そうやって公募をかけて参加店を募り、その応募してくれた参加店に対して使えるプレミアム商品券ということなんだろうなというふうに思うんですけれども、それはそれで否定はしませんけれども、なぜそのプレミアム商品券の発行を選んだのか。いわゆる国から来たこの文書を見ていると、ここには書いてあるんですね、やはりね。プレミアム商品券、ふるさと名物商品券、旅行券など、先ほど村長の答弁にありましたけれども、こういう考えのもとに、この西郷村でもこのプレミアム商品券の発行を選んだのか、そのことを確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 石破大臣が安倍政権の経済復興といいますか、そちらをもくろむという点でいろんなことがあります。何を経済政策としてやっていくか、同時にこの増田元総務大臣の消滅自治体があって、いろんな背景があってということで、まず当面は経済策だろうということであります。

今回の選択肢は、灯油のこととかいろいろありましたが、ずっと各市町村いろいろやっていると、まず広くこのプレミアム商品券、生活関連とかそういったもので非常に身近な消費ができるんじゃないかといったことを、やっぱり公平性とか、そういったことを考えますと、評価といいいますか、そっちのほうが望ましいのではないかというのが、まずこのいろんな自治体からやったことと我々が考えていることが合致したわけであります。

よって、ということになりまして、大体このプレミアム商品券のほうが今多いということではありますが、選択肢はいろいろありましたが、やっぱりそういう結論に至ったというわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は今申し上げましたように、プレミアム商品券そのものを否定するものではないと。ただし、西郷においては大型商業施設がございますよね。そこも多分加入されているなというふうに、土曜日ですか、封筒をあけて中を確認したときに思ったんですけれども、あそこで本当に商品券をみんな使われてしまったんでは、村内でせつかく国から来たお金を村の中で還流することが非常に難しい部分もあ

るのかなど。しかしながら、利用者の声を聞けば、やはり大型商業施設というふうな声もあるんだろうなど。非常にこれは難しい判断だろうなどというふうに思いました。

そういった中で、その他の消費喚起、いわゆる生活支援型の事業についてはお考えにならなかったのかなというふうに思うんですよ。先ほども申しあげましたように、国から取り寄せた資料を見てみますと、村長も答弁の中で先ほど言われましたけれども、低所得者向けの灯油購入、あとは多子世帯への支援策ということでメニューとしてうたわれていますよね。こういう事業に対して、村はどういうふうなお考えだったのかなということを考えるわけです。

この交付金事業を利用して、これまで議会の中で取り上げられてきた福祉灯油の話がございました。これをこの議会の場で申し上げているのは、高齢者に対しての福祉灯油というお話でしたよね。これを高齢者だけではなく多子世帯、例えばですよ、例えばの話です。今全国平均の出生率が直近のデータで多分1.43ぐらいだったと思うんですけれども、2を下回っているというふうに思うんですよ、全国平均でね。ですから子どもさんが2人以上ある家庭に対しては、いわゆる多子世帯として高齢者世帯と同様に福祉灯油として灯油券の配布をすとか、そういうお考えはなかったのかなというふうに思うんです。

それとあわせて、多子世帯だけではなくて、子どもさんがいる家庭に対しても、やはり子育て支援の一つとして人口を増やすための策の一つとして、その福祉灯油の発券をするべきではなかったかなというふうに考えるんですけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしの考えは正しいと思います。それは採用するかどうかの話であります。まず最初のイオンの話がありましたですね。これは議論になりました。前回も同じ質問があったり同じ意見が出ました。ただ、他方消費者の側からすると、やはり生活関連であっても、選択肢はなかなか、同時に商工会のメンバーだったり、いろんなことがありますので、今回はそれをわかってやったということになります。

他方、それはそれとして、では今の選択肢がそこに行くのはということがありますが、しかし大きな流れからすると、今の考えは今後出てくる可能性があります。なぜかという、前段はプレミアムですが、後段は今年の年度中にまち・ひと・しごとの総合計画を村はつくらなければなりません。その中において、何をテーマにするかがあります。

私はこれまでいろんなことを言ってきました。「ピンピンキラリ」とかあるいは人生をテーマにするとか、いろいろ考えておって、今は全国の計画を見ております。しかしながら、やはり石破大臣、その他の討論でわかりますとおり、地域がやっぱり魅力を光らせるといったことが今後どんなふうになってくのか。やっぱり経済が進行し、雇用が安定し、子育てがしっかりしている、教育が抜群である、あるいは老人になって生きがいと健康と笑いと、そしてこの医療、介護が満足しているという条件がつく

わけであります。

しかしながら、今ご指摘があったとおり、合計特殊出生率1.42から1.43であります。今後40年間において日本は1.8を目標にする。しかし、最終的には2.1にならなければ、今のままで100年前と同じ3,000万人に人口は落ちてしまう。どうリフトアップしていくのかというのが大命題でありますので、その中におけるただいまの多子世帯、あるいは子育て、そういったものが大きなテーマになってきますので、ご意見として今の部分、今後の展開の中に資していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁を聞いていて、悩まれたということは理解を十分できる範囲だというふうに理解します。

あとは福祉灯油、多子世帯への支援等々のお話、今後出てくると思うということで、今後につないでいっていただけるのかなというふうに思います。これは、多分5年間の事業ということで理解をしておりますので、あと残り4年と9か月になりますか、この期間で対応していただいて、西郷村の人づくりにつないでいただきたいというふうに考えるところでございます。

非常に半分以上納得できるような答弁をいただいたので、次のほうに移っていききたいなと思います。

先ほど2つメニューというような話をしました。もう一つ残りのメニューとして、地方創生先行型というメニューがございます。これに対してのいわゆる村の取り組みはどういうものかを考えておられるのか、検討されているのか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 2つ目の先行型についてのご質問でございます。

この地方創生先行型では、西郷村の人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び地域交通網形成計画の調査を計画しております。地方版総合戦略では、村の将来人口ビジョンを策定し、これをもとに幅広い年齢層等から成る住民をはじめとする産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の参画のもと、的確な現状分析の上に立った地域の実情と将来展望を踏まえた確実性のある計画にしていきたい、このように思っております。

国家の総合戦略では、まち・ひと・しごとの中で地方における安定した雇用を創出する、要するに雇用であります。2番目は、地方への東京一極じゃなくて、新しい地方への還流が2つ目。3つ目は、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、これが議員申されたことだと思っております。それから4番目は、地域に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、これが国で言っている対流型国家という従来の国土庁の総合計画になるんだろうと思っておりますが、大きくはこういった国の方向を定めたわけであります。

本村において、それらを中心とした計画策定となるものでありますが、やはり雇用と交流、いろいろ4つありますが、何を本当はもくろんでいるのかというふうになり

ますと、村は総合計画があるわけでございます。それから、いろんな計画がありますが、西郷村の目標として来るべき少子高齢化の2025年問題、あるいはそれから10年たって2035年、2040年には今の団塊の世代が引退するというか、いなくなるといった場合におけるコンパクトシティとかいろいろあるわけではありますが、そういったことを念頭に置いた将来予測と、過不足のない戦略といいますか、これを構築する必要があるわけでありまして。

よってであります、やはり私はこの基本的には人、住民、この西郷村民の人生だろうと、人生というのは戦後の国家論として今テレビでやっていますね。戦後、戦地から帰ってきてまず結婚する。結婚するに当たって、食料と仕事と、仕事があるのかどうか、戦後は食糧難で大変でしたが、それが結婚して子どもが産まれる、子どもが教育を受ける、大きくなる、成長する、自分は年老いる、そのときに人口構成、あるいは経済力、あるいは老後の安定したことが見えるのかどうか、それまでに健康でいられるのかどうかといったことをいろいろ考えますときに、やっぱり切り口をそういった面から見たほうがいいたろうと私は思っているところでございます。

なお、先ほど申し上げましたような、各界各層いろんなご意見、村民のご意向等を含めて、このプライオリティ、優先順位等を決めていく、そういうことを今考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 地方創生先行型についてということ今質問しているんですけども、非常に大きなくくりの中で、その人生設計の部分から始まっていて、村の将来づくり、将来の人づくりの部分だというふうに理解をしたいなと思うんですけども、具体的にいうと、もうこの事業というのは始まっているわけですよね。先ほども言いましたように、3か月ぐらい時間が過ぎてきている。ですから、残り4年と9か月、この中でこの地方創生先行型については、村はどういうふうなことを行っていくんだということを伺いたいです。具体的に何かあればお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはり、さっきのことを申し上げた順でいきますと、やっぱりこの雇用、我々の息子ども、あるいは孫子どもがちゃんとした正規雇用でといったことがうまくいくのかというふうになりますと、現在ある企業、あるいは誘致、あるいは新たな産業創出、そういったことも第1番になってくるだろうと。2番目には、そういった子どもたちが家庭を持つ、子育てといったものは大丈夫なのかと。今1.42から1.8、2.01、2.1までに引き上げようとするならば、フランス、あるいはヨーロッパの国を見ましても、日本は何が一番問題だろうと、第3子の教育費を払えるかが一番問題だと、東京のアンケートで言っている人がいましたですね。教育費がなかなか大変だと。教育費になりますと、さっきの多子世帯におけるその他の支出もいっぱい問題になってくるわけでありまして。そういったことで、教育環境、あるいは子育ての環境についても、相当大きなウエートを持ってくると、そういうふうになっております。

同時に、その子どもたちがまた大きくなると同時に、我々は年老いていく。年老いていくときにやっぱり医療と介護については、今後団塊の世代が2025年問題、国家の大変な問題になるように、あるいは同時に170万人が東京の都内において介護難民になるということも、今月号の「中央公論」に出ましたですね。こういったものが現実的に出てくるとするならば、そういったものに対応といったものも必要だろうというふうに思っております。

同時にしかし、それをなし得るには、やっぱり片手間、片方だけではいきませんので、総合力といったことも跛行性のないような計画づくりといったことも必要になりますので、そういったことについても意を尽くしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私が聞いているのは、具体的にどうなんですかということなんです。将来に向かって私もまさに同じなんです。教育費を何とかしなければならぬ、子育て環境を整えなければならぬ、あと医療、介護の問題に対してもやはり対応していかなければならないというふうに思うんです。

こういうのを全て総合力をつけて、この西郷村づくりをしていこうという考えは、まさに同じなんです。今せつかく使えるものがある、この使えるものがあと4年と9か月の時間しか残っていないんですよということなんです。具体的にじゃ今それをどこに踏み出すのかということなんです。そこを伺いたいんですよ。

このメニューを見ていると、いろいろ書いてありますよね。特に目にとまったのが、まずは新規就農支援ということで、この部分をうたっていますよね。首都圏、都市部のほうからこちらのほうに、地方のほうに人を呼んで新規就農支援をしましょうとか、そして新たな産業を起こしましょう、起業を起こしましょう。いわゆる6次化につなげる部分かなというふうに思うんです。そういった取り組みもこのメニューではできるなというふうに思うんです。

そしてさらには、観光行政の中の部分もございますよね。特に今回はちょっと私、個人的な部分も強いんですけども、雪割橋のところで観光案内をしている方がいまいらっしゃる。西郷村グリーン・ツーリズムというのかな。その方たちといろいろお話をさせてもらっているんですけども、その人たちもやはり西郷村のよさをもっともっとアピールしていきたいと。そのためには拠点が必要というお話もございます。

この事業を見ていると、観光案内拠点の機能強化というメニューもございます。そういうのでも村は検討されたのか、考えられたのかということも聞きたいと思うんですよ。まずじゃそこから伺いたいと思います。農業と観光の共生について、どのような村は取り組みをするのか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 計画書に入れ込むという作業の中で、今の部分については具体化していきたいというふうに思っております。この現状分析等、それから対応策が求め

られますが、やっぱり国が求める4つの部分にどう照準を当てて、西郷村独自の対応といますか、骨をつくっていくのかと。那須塩原市では7つの項目を出しました。既にこの計画はオープンになっております。それから、会津若松市も出しております。会津若松市は、会津大学とアメリカの投資コンサル、アクセンチュラーの問題における先端技術、半分は西郷村にあるオリンパスとかそういったことを念頭に置いた医療工学の問題とかが書いてあります。

そういったことをずっと並べていきますと、議員も申されましたとおり、産業の一つ、西郷村の産物あるいは観光との連携、あるいは先ほどから出ておりますように、こども運動広場の高地トレーニングとしてのスポーツのメッカとか、いろんな関係が今後出てきて、それは各界各層の今の意見が多分裏打ちされたものとして骨が出てくるというふうに思っております、それが形づけられると同時に、来年度の予算に出したものがいち早く先行できる事業があるかどうかということも念頭に置いて計画づくりを進めていくつもりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これについても8割方納得かなと、具体化していきたいという答弁で理解をしていきたいなというふうに思います。

さらに、このメニューを見ていきますと、仕事づくりという部分ですかね、個人事業者、地元企業に対する考え方ということもうたっているというふうに理解をします。

先ほども言いましたように、仕事づくり、起業、仕事起こしですよ、起業関係もでございます。地域創業サポートセンターネットワークの構築、基盤整備などもこの中にうたわれていますよね。こういうものもどんどん先行的な考えで捉えていくべきかなというふうに思うんです。

さらに、先ほど村長が言われたように、医療、介護の問題もでございます。ですからその生活情報を収集をし、一元管理を行う、そして今村民が何を求めているのか、この医療、介護に関して何を求めて、どういうことを今必要としているのか、そういうこともやはり仕事づくりに結びつけていく必要があるんじゃないかと思えます。このメニューを使えばそれもある。

ですから、このメニューというのは、非常にアイデア次第では本当にいろいろ膨らみが持てる。ですから今この4年9か月の間に、総合的に村づくりにつなげることができるんじゃないかというふうに思うんですよ。

議会の中で申し上げた話の中で、その仕事づくりで、いわゆる個人事業者さんの話なんかも時々出ます。あとは農地の耕作放棄地の問題も出ました。その耕作放棄地に対しても、やはり仕事づくりの中で、いわゆる耕作放棄地を解消していくということも対応できるのかなというふうに思います。

それと、また個人事業主の話もしましたので、この後藤田議員が話が出てくると思うんですけれども、住宅リフォーム制度の創設なんかも、これでできると思います。あとは以前にこの場で出た耐震補強、こういったものもやはり事業として取り組んでいけるというふうに思うんです。それがいわゆる仕事づくり、ネットワークづくりに

つながっていくというふうに考えます。この部分に関しては村長、どのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） メニューをごらんになっておわかりのとおり、事は各省庁にわたっております。これは既存事業の部分もありますですね。1つは総務省、あるいは国が狙っているのは、やっぱり少子高齢化で、今日本の人口が東京一極集中と、それから合計特殊出生率が上がらない、この問題をどうするかということに事は帰結します。しかし、それを担うのは東京都、全国でありますので、全国の1,719の自治体がいかに今の問題で競争するかというふうになります。

そうしますと、物は何でもいっぱいメニューはありますが、問題は財貨であります。財務省が果たして西郷村が手を挙げたらみんなよこすのかということを考えましたときに、今回人口と、それから財政力指数によって配分されるという前提があつて計算されております。なぜ、会津美里町が6,000万円で西郷が1,000万円なのか、こういったことも念頭に置きながら、事の予算の立て方につきましては西郷村全体、それから当面すること、いろいろ今後に向けてのシフトが出てきますので、この計画、同時に財源、それから今の優先順位ですね、そういったものの並べ方についていろいろ議論していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長に一言言いたいと思います。

常々ここで申し上げているように、西郷村の村長でいてほしいんです、私は。ですから、財務省とかほかの自治体の話よりも、私はこの自治体間の競争だと思えます。ですから、その先頭に立って、よその市町村の予算も西郷に持ってくるよぐらいの気構えで、この事業に取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはよく承ってやっているつもりですが、なかなか財政力指数の壁というのは、この総務省の中で強いですね。西郷さんは財源がいっぱいあるので、交付税も減らしますよということで、なかなか回復できません。問題は3年のアベレージを早くどうしてもらおうかというぐらいしか今歯が立たないわけでありまして。しかし、気持ちは言ったとおりと同じでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長がおっしゃられるように、非常にそこは難しい部分だと思います。そこがでも政治力かなというふうに理解をします。あらゆる政治力を使って、西郷村に頑張っていただきたいなというふうに思います。

あとは、今回このメニューを見ていて、特に目にとまった部分というのが、コミュニティバスの部分もこの中にございます。これはコンパクトシティの中の1項目の部分になるのかなと思うんですけれども、コミュニティバスやデマンド交通、宅配等の交通と情報通信によるネットワークの構築ということで、やはりこの西郷村にお

いても、このバスに関するお話が幾度も出ています。この部分に関して、この事業を活用して事業に取り組むというお考えはございませんか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 地域交通網の形成計画の調査につきましては、少子高齢化、人口の減少など、社会情勢が変化する中で交通弱者、今後ともやっぱりCO₂を減らすといいながら、自家用車はなかなかなくなるだろうと。しかしながら、目が見えない、なかなか自動車は運転したくない、あるいは病気、病院に行く、あるいは免許を持たない者についてどうするかといったものと現在のバスの運行状況、あるいはスクールバスの関係、あるいは要望が出ていますデマンドの問題、いろんな問題がやっぱりこの西郷村ばかりではありません、この新白河駅、あるいは白河の病院の問題、いろんなことを考えながら対応していく必要があるだろうということを考えているところでございまして、この調査をするということを今考えております。

それに当たりましては、子どもたちが利用するスクールバスや高齢者が利用している外出支援事業等、可能な限り利便性等と、それからいろんなエネルギー問題等のことを種々考えながら対応しなければならないというふうに思っておりますので、この調査を実施する考えでいるところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 調査をしていくということでございます。これも以前からコミュニティバス、デマンド交通ということでお話をさせてもらっているわけですが、私がやはり思うのは、誰もが自由に移動できる交通環境社会の実現の確立ということを常々考えるわけでありまして。

このことに関しては、交通政策基本法というものが2013年12月に法整備されているんですね。これは思い返せば、国会がちょっともめているときに通っていった法案なんですね。交通政策基本法というもので、国の責務と自治体の責務ということでこの基本法の中でうたわれております。しかしながら、まだこの基本法そのものが十分なものだなというふうには読み取れない部分があります。しかしながら、この基本法というものがありますので、これをもとにやはり今申し上げましたように、誰もが自由に移動できる交通環境、この社会を一日も早く確立すべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 交通手段として人が移動する範囲が格段に広がったわけですが、誰もがという今の基本があつてということで、目的はそのとおりでいいと思います。どのように実現していくかということも含めて、さらに検討してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） しつこいようですが、非常に使い勝手のいい交付金だということで、アイデア次第では本当に自由に使える部分が大きくある交付金だというふうに理解をしておりますので、本当にいろんなアイデアを出していただいて、新しい西郷村につないでいただければというふうに考えます。

続いて、質問の2点目に入っていきたいと思います。

マイナンバー（国民共通番号）制度についてということで、先ほど同僚議員のほうからも質問がございました。このシステムのお話は同僚議員のほうで事細かに丁寧に説明をしていただいたので、私のほうは割愛をしていきたいなというふうに思います。

そしてさらに、マイナンバー制度に対する村の対応ということで質問を入れましたけれども、先ほど同僚議員の質問に対してお答えになられた部分で理解ができるのかなというふうに思いますので、そこは割愛をさせていただきたいなというふうに思います。

私は、この個人情報保護に対する対応と取り組みについて伺いますということで、以前にもこのコンピューターで個人情報を管理することについて異論を唱えた経緯がございます。住民基本台帳ネットワークの11桁番号のとき、そしてそれ以前にもやはりこの話が持ち上がったときかなというふうに思うんですけども、そのときにもやはり危険性がありますよということでお話をさせていただきました。

そういったことを踏まえて、個人情報保護に対する対応と村はどのような取り組みをされるのか、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1つは、国家管理というふうになりますので、情報が膨大、1億2,800万人ということになりますので、我が西郷村はその何分の1かになるんですね。しかしながら、システムは同じでございますので、これまでの国会等でありましたとおり、インターネット接続がどう遮断できるのか、今回の流出はやっぱり国会答弁の中では、住民の声を取るためにインターネットを遮断しなかったと、その部分が一つ原因ではないかというふうにいわれております。

もう一つは、芋づる式にならないようにということは今、ファイアーウォールを立ち上げるといってもやっているようであります。しかしながら、事はやはりそれを扱う人の問題になりますので、扱う人の特定、あるいは今のそういう可能性の問題ですね。それを事前に相当研修をする必要があるというふうにいわれておりますので、そっちについては慎重に事を運ばせるような対応をとっていきたいと思います。

同時に、この前国の住民基本台帳、その担当官と話をする機会がありました。なぜハッカーとかあるいはそういった悪だくみをして、そして詐欺まがいのことをやるんだろうと、やっぱり刑法といったものが甘いんじゃないかと、もう少し強い罰則規定をつくらないと、やっぱりどうにもならないんじゃないかということをお話しした経過がございます。

やっぱり事は性善説ばかりではなかなかいかないといったこともありますので、いろんな意味で、流出しないように、してもどうストップをかけるのか、あるいはどう修復するのかと、いろんなことで対応するようなことを意見として申し述べてきたところでございます。事はそのようにいっているという説明であります。なかなかICTの中身についてはだんだん機能が複雑になっておりますので、そこはさらに慎重を期していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番、休憩していいですか。

○12番（上田秀人君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。12番上田秀人君の一般質問を許します。

○12番（上田秀人君） 以前にも私、指摘をしたというふうに記憶をしております。コンピューターの世界というのは絶対はあり得ないという指摘をした経緯がございます。村長もそのことは多分理解されているんだろうなというふうに思います。ただし、もう一度再度申し上げます。コンピューターの世界において絶対安全はあり得ないという認識でなければいけないというふうに私は聞いております。

反対に、情報が流出する危険性は絶対にあるということだというふうに理解をしております。そのときの対応ということで、今回国のほうでまとめたパンフレットなんかを見ていると、罰則を従来に比べて強化をいたしますということなんかを書いてありますよね。罰則を強化する。そしてさらに罰金を取るとかいろいろなことが書いてあるんですけども、果たしてそれで情報は流出した部分、流出した情報が回収できるのかということなんです。いくら例えばネットに記載された場合に、ネットの管理者が取り消しをしても、それが転写、転写でもって移されていって、どんどん勝手にひとり歩きしていってしまう。その危険性があるということなんですよね。

そういうことが非常に心配されるわけでありまして。先ほども3番議員のほうからもそのお話がございました。これはいくら頑張っても、恐らく防ぎようがないというふうに私は理解をしています。そういった危険にさらして本当にいいのかということなんです。

本日、冒頭16番議員が申されたように、いわゆる村は村民の生命と財産を守ると、そのことに私も通ずるものだというふうに思うんですよ。いわゆるこの個人情報というものは、まさに生命、財産につながってくるものだというふうに思います。それをきちんと村は保護をしなければならない。流出しないようにしなければならない。これが国が管理をするから、村はあまり関係ありませんよという話なのか、どうなのかはちょっとわかりませんが、いわゆる今の国会審議の内容を見ていると、自治体職員が、これはマイナンバーの情報をいじる場合には、守秘義務が発生しないというふうに国会の審議の中で言われているんですよ。ということは、地方公務員法の守秘義務が外れるということは、職員の方がいじっても責任は問われないと、そういう部分もある。そこにつけ込んでハッカーが入り込むという危険性もある。そういった部分に対して、村はどういうふうな対応をとられるのか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ハッカーの世界とか、前テレビでやっていましたが、コンピューターのシステムエンジニアのトップにいるようなのが、アノニマスとかいろんなハッカーの集団をつくってということが跳梁ばっこしているということも出ましたですね。よって、ご指摘のとおりだと思います。

そうしますと、国家と地方公共団体が連携するというふうになりますので、さきの守秘義務ありなしという話がありましたが、やっぱり公務員としての守秘義務は当然その中に入るかどうかは別にして、守るべきものは守るというふうにしていきたいと思えます。

このシステム上の問題でというふうになりますと、やっぱり絶対漏えいしたときの補償問題といったこととか、あるいは罰則の問題、両方にも述べられました、それらについても両方の措置を講じていかなければならないというふうに思っておりますので、相当慎重に事は構えているということで対応してまいりたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 慎重に対応していくということで答弁をいただいたんですけども、いわゆる慎重に対応しても、いわゆる流出した情報というのはもう取り返しがつかないということでもあります。

さきの3番議員の質問の中にもありました。このマイナンバーの情報の中にいろいろな情報を載せることができますかというお話だったかと思うんですけども、ヘルプカードの話で提案をされていましたが、私もそれが、そういうやからがないんであれば、そういう情報というのはやはり必要だなというふうに思えますよ。しかしながら、いわゆるそういうやからがいる上で、そういう情報を載せるというのは、本当に危険性があるというふうに考えるわけでありませう。

今言われているのが、いわゆる全ての税金に関する情報、そして国民年金、国保、後期高齢者、介護保険、健康管理、生活保護、障害者、児童福祉、奨学金、預金情報などあらゆる情報を載せようとしている。以前私はこの場で申し上げたのが、その一枚のカードに400項目以上の情報が載せられるということを言った記憶がございます。いわゆるその思想信条から本人がわからない情報まで載せられる可能性がありますよと、それを国は一元管理をしようとしていますよ。それで本当にいいんですかという危険性を唱えたお話をした記憶がございます。

昨日の産経新聞の中に、休眠預金活用法案というものを今国会に提出しようかという話が出ているそうですね。これは何かというと、いわゆる休眠預金が年間で800億円ぐらい出てくると。この800億円のお金をいかに国の制度の中で活用するかということで、いわゆる福祉とか教育の関連で活用しようかという法案だそうなんですけれども、なぜ国がそういう情報をとれるのか、いわゆる預金情報をとるからですね。ですから、国がもうこういった個人情報を活用しようとしている。そういう目的が見える中で、本当にこの制度に向かって進んで行っているのかということ、これを村長に伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前の議論を思い出しましたね。要するに国家が背番号をつけて、そして個人の尊厳を奪うような、そういった管理をしたらどうするんだと。当然否定いたします。そんなことは要求していないし、しかし、それをやろうという政府も我々は認めてはいない。しかし、認めていなくてもやっているのはどうするんだということになります。今はこの民主主義の世の中で、この選良がこの法律をつくったり、あるいは霞が関が動かしたりということになっていきますので、それはそれでこの国民の合意のもとに動いている政府だと思うしかない。

そうしますと、それらが考えたことが今回のマイナンバーで、事はやっぱりこれまでのやり方がより高度に複雑になってくることをペーパーレス社会でコンピューター化していこうというのは必然だろうと、世界の、地球のですね。そのためにはというふうになりますと、先進地の事例を見て日本もその利活用をすべきではないかと、それに至ったのは正しいと思っております。

ただ、今議員ご指摘のように、それが望まない形で使うというふうになれば、それは国家管理の国民とは違う方向になるとするならば、これはもちろん是正するか、あるいは政府自体が信頼を失うということになりますので、それはそれでこの判断といえますか、我々の権利を行使するということになるんだらうというふうに思っておりますので、そうならないように、いろんな注意をしながら、この事の推移、進行を監視していく必要があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 基本的な部分をちょっと今質問するのを忘れていたので、ふと思い出したんですけども、いわゆるこのマイナンバー制度によって、では、一般の村民の方がどういう利点があるのかということだと思っております。これは、私はほとんどないんじゃないかなと思っております。これを先行してやっているのが住基ネット、住民基本台帳ネットワークシステム、住基カードを発行をしていますよね、村でも。ヒアリングのときに発行枚数が500枚程度という話を聞いています。1万9,000人余りの人間で500枚のカードしか今出されていないと。そもそもが行政手続に来て、そのカードを示してプリペイドカードみたいにお金を支払うみたいに簡単に自分の情報を行政でやりとりすることを本当に望むのかということだと思っておりますよ。

そんなに頻繁に、ましてや出先で自分の住民票が必要ですよ、印鑑証明が必要ですよという方は本当にいるのかというのを考えてしまうんですよ。そう考えたときに、住民の利便性よりもやはりこれは国の利便性を考えてつくられたものだなというふうに考えるわけです。

先ほど村長の答弁の中で、民主主義の原則に基づいてということで答弁されていますよね。これは今村長、かなり苦しい答弁だなというふうには理解をしますよ。いわゆるこれは法定受託事務ですよ。国から押しつけられてきた事務ですよ。従わざるを得ないと。やる方向で進まなければならないというふうに理解をするわけです。

しかしながら、村長が言われた民主主義の原則に本当に乗っているのかということなんです。この話が最初に始まったのは、民主党政権の中で話が出たというふうに私は理解しています。その後、政権が変わって自民党になった。民主党がこの話を出したときに、今の自民党というのは余り乗り気じゃなかった。自民党が政権をとったときも、若干話がトーンダウンしていた。それが急速に話が伸びてきた。それはなぜか、経済団体のほうからこのことはやるべきですよということを言われて動き出したというふうに私は理解しているんですよ。

ですから、民主主義の原則といっても、いわゆる経済団体のほうから押し上げられて、この制度を今動かし始めたんじゃないかというふうに私は理解をするんです。本当の国民のための、住民のための制度ではないというふうに思います。

村長も今、本当に苦しい答弁をされている中で、私から結論を申し上げます。この制度に対して、西郷村長としてきっちりと反対をすべきだというふうに私は思います。今問題になっている年金機構の情報流出問題、あれですら問題解決ができない。この情報が万が一流れ出した場合には、今以上の問題が発生してくるわけです。西郷村長として、それを許せないのであれば、私はこの問題に対して反対を唱えるべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 確かに漏えいということでいろいろ被害のことを考えますと、そういう考えはなくはないと思います。

ただ、最初に申しましたとおり、このコンピューター化は既にさっきの出雲市長の岩國哲人さんが、20年、30年前から言っております。事は性善説です、世の中は。悪いことをすることを前提にして動いた場合は、これはなかなか世の中がうまく回らないということです。

そうしますと、事はどう漏えいとか、そういった悪いことをすることをおさめていくかというふうになります。最初やっぱり一番住基カード、私も使ったことがないんですよ、一回も。事は年金の失われた何百万人、何十万人にまだけりはついていませんね。ああいったことが今の霞が関でできるのかと。コンピューターにつないで、そして一元化したほうが間違いが少ない、誰でもそれはわかります。人の手を介しないでということは、1回計算、あるいは1回刷り込めば、あとはやっぱり変化しないということにしたほうが一番いいわけです。事は人が関知するからこそ間違いとか何かが起きるということであります。

しかしながら、では一般の人はどういう利便性があるんだろうと。行政目的で始まったことは事実だと思います。2番目は、今カードを持っていますね。私もカードは持っています。バンクカードから何から。ああいったものが将来1つになるのではないか、これはメルリンチの岩国市長が言っていたことであります。それがだんだん広がって、今のカードが1枚でよくなるのなら、それは医者に行っても、あるいはもっとそれがリンケージがあって、電子カルテまでいくだろうというふうになりますと、救急事態とかいろんなときに非常にいい効果があるというふうに見られるわけであり

ます。

しかしながら、反面、漏えいの問題は言っているとおりです。この問題によってどのぐらいのダメージが出てくるか。結局比較考量の問題ですね。ということ考えたときに、やっぱり政府のことなので、反対はできないということではありますが、やっぱりこの政府も民主党から出たのか何だか、やっぱりみんなが賛成するものについては、そのとおりにやるしかない。そして第1セクターですので、そういう気持ちがあっても、事を荒立ててどうこうということとはなかなかできないと思いますが、しかし、この漏えい等については、先ほど申しましたとおり、相当に慎重な対応を求める。そして我々も責務を負うということで対応していくしかないというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私も独立した機関内、要するにこの西郷村だったら西郷村の役場の庁舎内で情報を一元化管理するのは別に反対はしないですよ。ただし、その情報に対して外部からアクセスされることをきちんと拒否して対応をとっておかなければならないと思うんですよ。

今回ののは、それが全て国とつながる。要するに電話通信ですよ、光ケーブルね。そういう専属の専門のケーブルを引くのかわかりませんが、専門であれ何にせよ、線でつながっている以上は、どこからか侵入してくるという危険性があるんだと。これはいつ、どこから、どういうふうに入られるかというのはわからない。専門家に言わせてもわからない。いわゆる国ですらもそうやって入られていますよね。防衛省のスーパーコンピューターの中に入られたとか、アメリカ国防省のペンタゴンのコンピューターにまで入るやつがいる。そういうやつがいるんです。ですから、こういうネットワークは簡単に入ってこられますよ。万が一情報が流出した場合には、もう取り返しがつかない。

ですから、そのネットワークそのものをつなぐこと自体、私は反対だということを申し上げているんです。その必要もないと思うんです。いわゆる独立した例えば病院だったら病院内での情報管理、役場だったら役場庁舎内の情報管理、今この西郷村ではできていませんけれども、それを整備するのであれば、私は理解をする。しかしながら、その一元化した情報をネットワークでつなぐこと自体は反対だと。理由は、先ほどから申し上げている理由です。それをきちんと村長は反対すべきだというふうに考えますけれども、もう一度伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることはよくわかります。国会の質問、答弁でも、インターネットの接続をどう遮断するかということが究極の問題みたいでしたですね。結局インターネットの世界につながっていくと。電線につながっていればどこでもということですが、インターネットをどう遮断するかということがポイントらしいということがわかってきました。

そうしますと、インターネットは本当に世界中どこでも誰でもというふうになりますので、この部分のセキュリティーというのがどう構築されていくのか、それは人も

ということにかかってきますが、絶対にはいとは言いません、私も。そうしますと、この罰則と賠償ということも同時に議論されるべきだというふうに思っているところでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 繰り返しになりますので、これで終わりたいと思います。いくら罰則を強化しようが厳罰化しようが、流出した情報というのは取り返せない。それがひとり歩きした場合のその対応は、もうとりようがなくなってしまう。そのことを考えれば、私はやはり速やかに国に対して反対を唱えるべきだというふうに申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日6月16日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時58分）

